

(農林)52-38

林関資(林業)2

インドネシア中部スラウェシ州  
トギアン諸島林業開発協力事業  
開発基礎二次調査

調 査 報 告 書

昭和 52 年 7 月

国 際 協 力 事 業 団

JICA LIBRARY



1056391[4]

国際協力事業団

受入 月日 '84. 5. 16	108
登録No. 04890	88
	FDD

## あ い さ つ

東南アジアの森林資源の開発は、今日までその大部分がフタバガキ科を中心とする樹種に限られていた。このために、フタバガキ科以外の多くの樹種の生立する森林は効果的な資源利用が図られていない現状にある。

熱帯降雨林における未利用樹の開発は、世界の森林資源を有効に活用することになるばかりでなく、発展途上にある東南アジア諸国の発展に貢献することとなり、極めて意義深い事業と云えよう。

こうした観点から、国際協力事業団は、1976年3月に、インドネシア国中部スラウェシ州トギアン諸島の林業開発のために第一次の調査団を派遣し、その可能性についての調査を行い、つづいて1976年10月8日から11月4日の28日間に亘り、全国素材生産業協同組合連合会会長、三品忠男氏を団長とする。林業開発事業開発基礎二次調査団を派遣し、林業開発事業の基本構想を検討するための調査を行った。

今回の調査にかかる林業開発事業は、日伊民間協力による地域開発事業として、インドネシア政府等の期待と関心が寄せられており、日本およびインドネシア両国の発展、相互理解そして友好関係の増進に大きく貢献するであろうことを確信するものである。

今回の調査にあたって御支援や御協力をいただいた、インドネシア政府林業総局、中部スラウェシ州当局、その他関係機関ならびに、外務省、農林省をはじめとするわが国関係機関に対し、心から御礼申し上げる次第である。

昭和52年7月  
国際協力事業団  
総裁 法眼 晋作



Courtesy Call on the Directorate General of Forestry  
林業総局 (計画局) 表敬



a village of Lebiti  
ルビィティの集落



Courtesy Call on the Administrator of General Sula-  
wesi in Pale  
バルにて中部スラウェシ州知事表敬



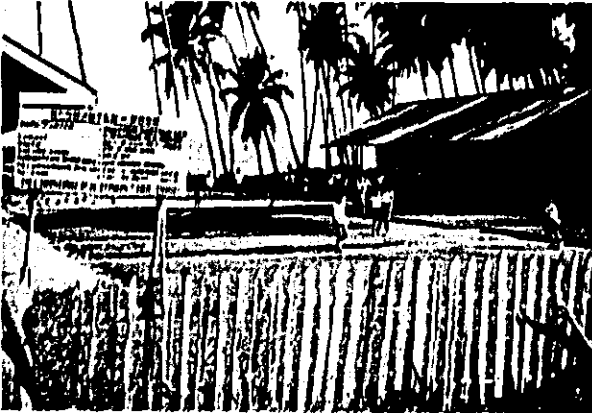
rice paddy around Wakai  
ワカイ周辺の水田



Meeting in the Pale Provincial Forestry Office  
バル営林局と打合せ



collecting of copra, the main industry in Tогian Islands  
トギアン諸島の主産業コブラの採取



a primary school in Wakai  
ワカイの小学校



forest in Togian Islands  
トギアン島の林相



working hut in Coconut forests  
ヤシ畑の作業小屋



forest survey  
森林調査



a look of shifting cultivation  
焼畑の状況

## 目 次

I	調査の目的と概要	1
II	中部スラウェシ州の林業	4
1	森林の現況	4
2	林業政策	4
3	林業開発の現状	6
III	トギアン諸島の社会的自然的条件	9
1	社会的条件	9
2	自然的条件	11
IV	開発の基本的条件	20
1	外資法	20
2	外資法の改正	23
3	スハルト大統領ガイダンス(1974年1月23付)	23
4	森林開発権認可に関する政策	24
V	トギアン諸島林業開発事業の基本構想	27
1	社会開発計画の考え方	28
(1)	土地利用	28
(2)	関連施設	29
2	伐採一更新計画の在り方	30
3	加工利用計画の在り方	33
4	開発事業の展開	34
<参考資料>		
1	インドネシア国外資法	37
2	森林開発権決定書	50

## I 調査の目的と概要

本調査対象地域は、インドネシア国中部スラウェシ州トギアン諸島の約70,000 haである。

トギアン諸島は、トミニ湾沿岸の主要な都市であるボソ市から約160Km、ゴロンタロ市から約175 Kmのトミニ湾内に在り、交通、通信の便に恵まれないことなどのため、中部スラウェシ州の中でも、特に開発の遅れた地域となっている。

この地域の開発のためには、まず、その豊富な森林資源の活用が可能である林業開発から始め、それによって雇用機会の増大、社会施設の整備をはかることが最も有効な手段であると考えられる。

また、同諸島に生立する樹種は、現在わが国の南洋材市場に流通しているフタバガキ科のものではなく、大部分が未だ市場性を認められていない。いわゆる未利用樹である。こうした未利用樹を利用開発することは、資源消費国であるわが国にとって、その対象資源を拡大することとなる、と同時に資源保有国であるインドネシアにとっても、その資源の価値が高められることになって、国家経済の発展に大きく貢献することになる。この意味で当開発事業は、日本の対インドネシア経済協力事業として大きな意義を持つ。

昭和50年、日伊合弁企業協会会長であり、且つインドネシア国の国会議員であるゴーベル氏が来日、国際協力事業団総裁に、当地域の林業を通じた地域開発についてわが国の協力を求めた。

この要請を受け、国際協力事業団は昭和51年3月、三品忠男氏（全国素材生産業共同組合連合会会長）を団長とする。林業開発協力事業開発基礎一次調査団を派遣し、トギアン諸島の開発に資するための、熱帯降雨林を対象とした未利用樹種の利用開発、伐採跡地等の更新、関連施設の整備等、林業を中心とした地域開発の可能性についての検討を行った。

この結果を要約すれば

- (1) 森林の開発を行い、併せて木材加工、造林等の事業を行うことにより、当地域の地域開発をはかることは、インドネシア政府の希望する地域開発構想と一致するものである。
- (2) 未利用樹種の加工利用については、基礎的な試験により利用の可能性がありそうな樹種（たとえばパラピイ）については、製品の質の向上、啓蒙宣伝等につとめ、早期に流通網へ乗せるべく努力すべきであり、併せて他の樹種について利用試験を進めるべきである。
- (3) 伐採跡地等の更新については、技術的に多くの未解決の問題があるので、これらの問題の解決と、技術的手法の確立のための試験を行う必要がある。
- (4) 関連施設の整備にあたっては、地域住民の生活に十分配慮し、地域開発に効果的に貢献するよう計画すべきである。
- (5) 当地域の開発は、中部スラウェシ州政府の強く期待するところであり、早期に二次調査を行い、より具体的な開発事業の構想を固めるべきである。
- (6) より具体的な開発事業の構想をたてるにあたっては、航空写真の撮影が極めて有効である。



本調査は、以上の第一次調査の結果に基づき、トギアン諸島における林業を中心とした地域開発の基本構想を策定すること、及び林業開発の中心となる伐採事業についてのフィージビリティスタディとそのありかを検討することを目的として、昭和51年10月8日から11月4日までの28日間に亘り、現地調査、関係資料の収集、および関係者との意見の交換等を行うとともに、航空写真の撮影を行った。

調査団の構成及び調査日程は次のとおりである。

団長	三品忠男	全国素材生産業協同組合連合会長
木材加工	柳下正	農林省林業試験場接着研究室室長
地域開発	小沢普照	林野庁指導部計画課総括課長補佐
協力企画	蔵持武夫	国際協力事業団林業開発協力部林業開発課課長
森林施業	大島泰敬	日本木材輸入協会専門調査員
造林	絹川明	林野庁職員部福利厚生課研修企画係長
業務調整	宮崎宣光	国際協力事業団林業開発協力部林業開発課課長代理

調 査 日 程

年 月 日	行 程	調 査 内 容
51. 10. 8 (金)	東京→ジャカルタ	
9 (土)	ジャカルタ	大使表敬
10 (日)	"	資料収集
11 (月)	"	林業総局長表敬(ルキト計画局長が代理)
12 (火)	第一班ジャカルタ 第二班ジャカルタ→バル	第一班 プルフタニ総裁表敬 団長 柳下 小沢 蔵持 第二班移動 大島 綱川 宮崎団員
13 (水)	第一班ジャカルタ 第二班バル	資料収集 "
14 (木)	第一班ジャカルタ 第二班バル→ボソ	林業総局計画局と打合せ 資料収集 移動
15 (金)	第一班ジャカルタ 第二班ボソ	林業総局計画局と打合せ 資料収集
16 (土)	第一班ジャカルタ 第二班ボソ→ワカイ	林業総局計画局と打合せ 移動
17 (日)	第一班ジャカルタ 第二班ワカイ	資料収集 現地踏査
18 (月)	第一班ジャカルタ→バル 第二班ワカイ	移動 現地調査
19 (火)	第一班バル 第二班ワカイ	中部スラウェシ州長官, バル営林局長表敬 現地調査
20 (水)	第一班バル→ボソ 第二班ワカイ	移動, ボソ県知事, ボソ営林署表敬 現地調査
21 (木)	第一班ボソ→ワカイ 第二班ワカイ	移動 一, 二班合流 現地調査
22 (金)	ワカイ	現地調査
23 (土)	"	資料整理
24 (日)	"	現地調査 柳下団員ゴロンタロへ移動
25 (月)	"	" " ゴロンタロ→ジャカルタ
26 (火)	"	" " ジャカルタ→スラバヤ
27 (水)	ワカイ→ゴロンタロ	移動 " 合板工場視察
28 (木)	ゴロンタロ	資料収集 " スラバヤ→ジャカルタ
29 (金)	ゴロンタロ→ジャカルタ	移動 " 資料収集
30 (土)	ジャカルタ	林産試験場にて未利用樹の加工について意見交換
31 (日)	"	資料整理
11. 1 (月)	"	中間レポート作成
2 (火)	"	大使館と打合せ, 中間報告
3 (水)	"	林業総局表敬 "
4 (木)	ジャカルタ→東京	

## Ⅱ 中部スラウェシ州の林業

### 1 森林の現況

スラウェシ島の行政区は、北部スラウェシ、中部スラウェシ、東南部スラウェシ、南部スラウェシの4州に区画される。

今回の調査対象地であるトギアン諸島は、中部スラウェシ州のウナウナ郡及びワレア島郡に属する。

中部スラウェシ州は、北はマリン山 ( G, Malng )、南はベェルブウ山脈 ( Verboek ) を州界とし、これに囲繞される区域で、面積は 6973 千 ha であり、スラウェシ島の約 37% に相当する。

このうち森林は、約 51 %、3,588 千 ha であり、これを ( Palu ) 営林局管下の

トリトリ ( Tolitoli ) 営林署

ドンガラ ( Donggala ) #

ポソ ( Poso ) #

ルーク ( Luwuk ) #

の4営林署で管理している。

スラウェシ島は、植物学的にみるとセレベス、フィリピン区系に属し、インドネシアの他島とは区分される。すなわち、ジャワ、カリマンタンとは、ウォーレス線、ニューギニアとは、ウェーバー線によって区分される。

地質は火山地帯に属し、山地の傾斜が一般に急峻であることから、林相は極めて変化に富んでいる。

中部スラウェシ州においても、錯走する複雑な山系の影響を受けて地域によって降雨量に大きな差異がある。

このため、降雨量が多く多湿な地域は、熱帯降雨林 ( 前述のようにカリマンタン、ニューギニアとは構成樹種が異なる。 ) を形成しているが、降雨量の少ない地域には、広範囲に荒廃地が拡がっている。

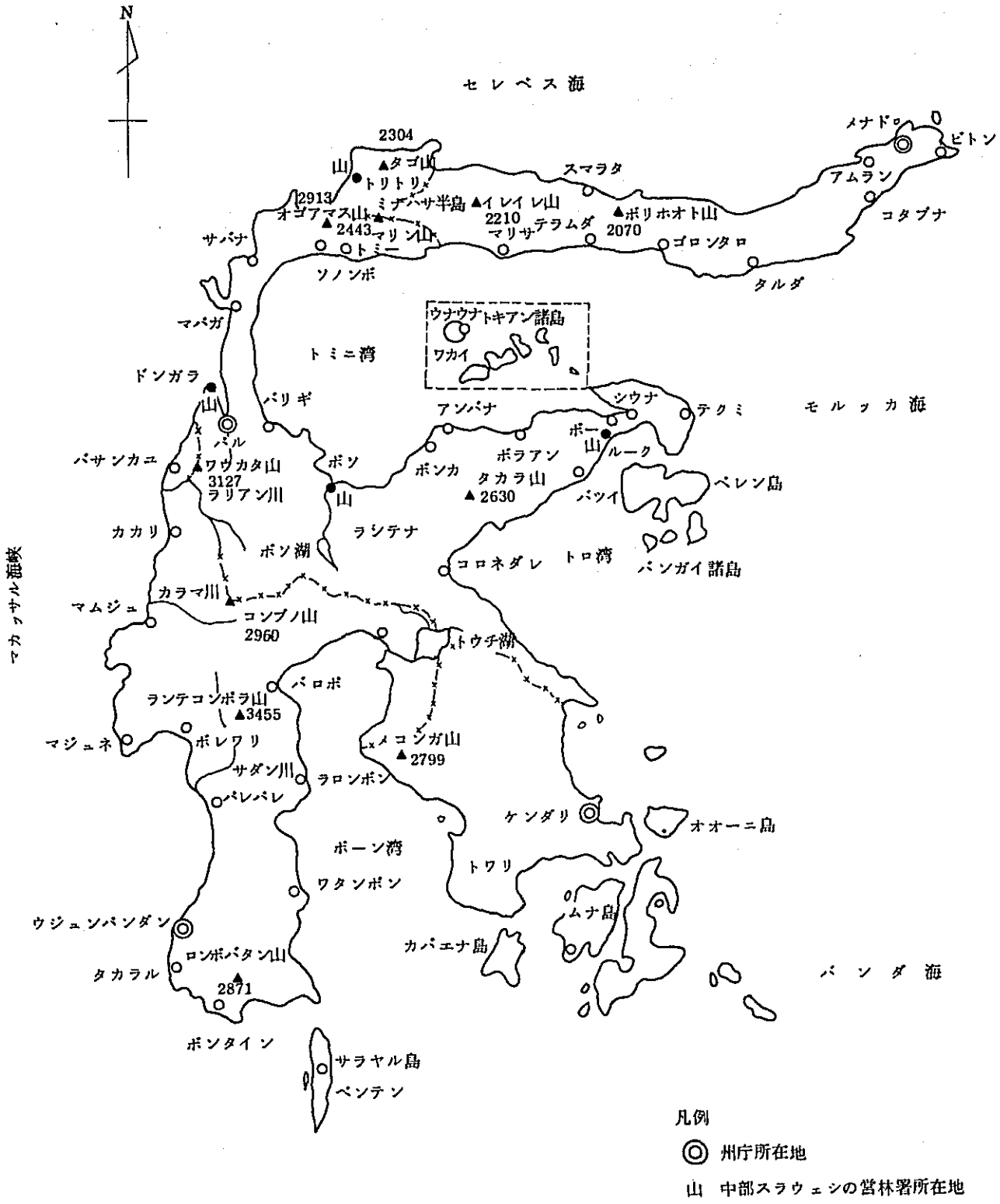
また、ポソ、ドンガラの両営林署管内には、気象条件と焼畑移動耕作の影響を受けて、アララン ( Alang - alang )、ルンブット ( Lumput ) 等の草原地帯が広く存在する。

### 2 林業政策

インドネシアの森林は、地形、地利及び利用目的によって、保安林 ( Protection Forest )、生産林 ( Production F )、自然保護林 ( Nature Conseration F ) 及び保留林 ( Reserv F ) に区分される。

保安林は、主として海拔高の高い山岳林であり、スラウェシ島は山地が多いため保安林の占める割合が 56 % と高い。

スラウェシ島図



凡例  
 ◎ 州庁所在地  
 ▲ 中部スラウェシの営林署所在地

生産林は、林業が営まれる森林であり、自然保護林は自然環境の保存を目的としている。

保留林は、利用目的の確定していない森林である。

中部スラウェシにおいて、木材供給源となる生産対象林は、生産林の2,077千ha及び保留林の中で将来生産林として区分される森林であろう。

森林現況 ( Forestry in Indonesia 1974 )

	全面積 (千ha)	森林面積 (千ha)	森林率 (%)	用途別面積 (千ha)				
				保安林 ①	生産林 ②	保安林業 産林 ③	自然保 護林④	計 ①+②+③+④
インドネア	190,457	122,227	64	(9) 10,882	(32) 39,355	(3) 3,953	(3) 3,313	(47) 57,503
スラウェシ	18,922	9,910	52	(35) 3,487	(26) 2,560	(21) 2,037	(1) 142	(83) 8,226
中部スラウェシ	6,973	3,588	51	(32) 1,158	(37) 1,319	(21) 758	(4) 136	(94) 3,371
ボソ営林署管内		1,800						

注 ( ) は森林面積に対する割合

インドネシアでは、現在、食料問題と人口問題の解決を意図して入植開拓政策に取り組んでいるが、中部スラウェシの森林もその一翼を担っている。ボソ営林署長 Ir, Hing, Abdul Karim氏によると、ボソ営林署管内の森林面積約1,800千haのうち、将来とも森林として維持するのは、約1,100千haであり、約700千haは、畑地、樹芸作物地等の農用地に転換する計画があるとのことであった。

また、近年インドネシアの林業政策では、無価値に等しい状態に放置されている草原及び灌木林への造林を大きな課題として取り上げており、農用地、居住地等の保全のために緊急を要する地域を主体として、これら地帯への造林に積極的に取り組んでいる。

1976年には、中央政府の費用負担で、これら地帯への造林を全国で約12万5千ha計画している。(この他にブルフタニ、地方営林局の費用負担でチークを主とする伐跡地造林が1万5千haある。)

中部スラウェシ州のバル営林局においてもこの方針に基づき治山造林に積極的に取り組んでいる。特に大面積の草原地帯を擁するボソ、ドンガラの両営林署では、ここ数年に相当な規模の造林を実行している。

### 3 林業開発の現状

#### (1) 収 穫

黒檀は貴重材であり、一般用材のコンセッションが設定されている区域内であっても伐採対象木から除外されている特定樹種である。これは黒檀のみを対象とするコンセッション所有者によ

中部スラウェシの林業生産（1971年統計）

商 品 名	生 産 量
黒 檀 (ton)	8,864
一般材 (丸太) (m <sup>3</sup> )	33,309
建具, 家具材 (m <sup>3</sup> )	47
藤 (ロタン) (ton)	2,027
樹 脂 (ton)	591

って伐採される。

良質のものは、ほとんどボソからパリギに至る沿岸で生産されていたが、現在、黒檀は市場に過剰に供給されており、バル営林局では、一時的にこの伐採を禁止している。

市況の回復を待って伐採を再開するということである。

一般用材の生産量は、71年統計でみると約3万m<sup>3</sup>であるが現時点では相当量が増加しているものと推定される。

この伐出状況をトギアン諸島が属するボソ営林署管内でみる。

この管内だけで現在11コンセッションが設定されており、この数は今後増加するものと見込まれる。

一般的に胸高直径が1mを超える大径木が少ない林況であることから、伐出作業は本格化しておらず、事業実行中のコンセッションは、C, V, Gulet社一社にすぎない。

数社が近い将来事業に着手する予定であるといわれるが、雇用量増大によって地域開発を図る勘点から、伐採事業が早期に本格化することが各方面から強く期待されている。

この他、藤(ロタン)は、林内いたるところに自生しており、日用品、家具等の細工物として住民に広く利用されている。

## (2) 造 林

中部スラウェシにおける最も古い人工造林地は、ボソ近郊のタバル(Tabalu)、カラワサ(Kabawasa)、ラーゲ(Lage)とコロネダレ(Kolonedale)の4地区にある25年生のチーク造林地約30ha及びテンテナ(Tentena)にある18年生のメルクシマツ約20haである。

独立以前の造林地はない。

前述のように、インドネシア政府当局は、草原及び灌木地帯への造林に積極的に取り組んでいるが、中部スラウェシにおいても3年前から草原地帯への造林に着手している。

ボソ、ドンガラ両営林署管内には、アランアラン及びルンブットの草原が広範囲にあり、この地帯の林地化を目指してボソ署ではこの3年間にメルクシマツ300ha、アカシア100haを北パムナ(Pamuna-Utara)地区に植栽している。

また、ドンガラ署では、同様樹種をあわせて約2,000ha植栽したといわれている。

この他黒檀の幼令造林地がカギラ山 ( G , Kagira ) , タバル山 ( G , Tabalu ) の両地区に 600 ha 程度ある。

以上のように近年造林に着手しているのであるが、中部スラウェシ州においては、造林の経験が少く、かつ関連情報の蓄積も少いことから、技術的に未解決の問題が多く、試行の段階を抜け出してはいないようである。

北バムナ地区では、アルビジア ( Aleigia , Falcata ) の造林もあわせて実行したが、活着率が低く、活着したものも順調に生育していない。また、荒廃地の緑地を目的として、アカシア、メルクスマツの試験造林を行ったが、これは乾燥害のため全滅したといわれる。

活着だけでなく、養苗、適地判定、保育、間伐等の技術も今後に残された課題であり、多くの試験による技術の確立が期待されている。

### (3) 加工

調査した範囲では、中部スラウェシ州の製造業はいずれも小人数の家内工業段階に止まっている。

木材加工の分野においても、手挽きによる製材が一般的であり、動力を使用する製材工場の存在は確認できなかった。

ただ、ルーク営林署管内にコンセッションを有するマラブンタ社 ( Malabunta ) がペレン島 ( P , Polong ) に小規模の製材工場を設置する計画があるということであった。

### Ⅲ トギアン諸島の自然的社会的条件

#### 1 社会的条件

トギアン諸島は、中部スラウェシ州ボソ県に属し、トミニ湾のほぼ中央、赤道直下に位置し、西部対岸のボソ市から約160 Km、北部対岸のゴロンタロ市から約175 Km、南部対岸のアンバナ町から約70 Kmの距離にある。

トギアン諸島を形成する島は、ウナウナ郡に属するウナウナ島、バトダカ島、トギアン島、ワレア郡に属するワレアバヒ島、ワレアコディ島、プア島およびこれらの周辺の小島から成り、その面積は約70,000 haである。

ウナウナ島、プア島を除く5つの島は近接しており、バトダカ島、トギアン島、タラタコ島の3島は30～100 m巾の水路によって区切られているにすぎない。

#### (ウナウナ島)

本諸島の西北部に位置するウナウナ島は、7島のうち最も開発が進んでいる島であり、人口は約8,000人でウナウナ郡の郡庁がおかれている。

ほぼ円型の島は、中央部にウナウナ山、マンダジャ山等350 m～400 mの山をもつ火山島であり、山麓部は傾斜地が広がっている。森林は中央部の山地の頂上近くに僅かに残るが、大部分は二次林である。このような地形条件に恵まれたために、島の面積約6,300 ha 半分近くが椰子畑を主とする農地となっている。主要な集落は、島の東北部に位置するウナウナ、東南部に位置するコロリオ、南西部に位置するタンポバトウなどであり、これらを結んでトギアン諸島唯一の自動車道路が完成している。その他、島の周辺の至るところに小さな集落が散在している。この他、ウナウナにはトギアン諸島でただ1ヶ所の電報局が置かれ、軍、警察などの出先機関のほか、中学校も置かれている。

#### (バトダカ島)

ほぼ東西に広がっているトギアン諸島の中で面積的にまとまっているのが、バトダカ、トギアン、タラタコの3島である。この最西部に位置するのがバトダカ島で、面積は約24,000 haである。東西に広がる島は、西半分が低い丘および低湿地で占められ、大きな集落もない。東半分はカルマ山(282 m)、ラルアゴン山(300 m)、ムンデ山(200 m)などがあり、やや山地性の地形となっている。

島の7割の約16,600 haが森林で、残る8,000 haは島の周辺部およびワカイの周辺に広がる椰子畑などの農地および二次林などである。森林のうち約1割の2,000 haは、北西部に流れるカダカ川の河口、南東部のラゴランドリア湾の周辺、および島の周辺の至るところに小面積に分布するマングローブ林である。

主要な集落は島の東北部にあるワカイで、この島の人口約5,000人の4割約2,000人が住っており小学校が設置されている。他には島の南東部のラルアゴンを除き大きな集落はなく、島の



周囲に作られている椰子畑の中に点々と一軒または数軒の小部落が散在している。

道路は、ワカイの船着場から約2 Kmの巾2 mほどの歩道があるのみで、集落の間を結ぶ歩道もあまり整備されていない。集落間の交通は専ら太木舟に頼っている。

#### (トギアン島)

50 m～100 m巾のバトダカ海峡をはさんで、バトダカ島の東側に位置するのがトギアン島で、その面積は約17,200 haである。トギアン島には、トギアン諸島の中で最も高い山であるペンテン山(542 m)をはじめとして、テノロア山(494 m)、ピラピラ山(458 m)、ドリミノン山(491 m)が南北約8 Kmにわたって連なり、本島を東西に2分している。東部は平坦地および低い丘陵がつづく地帯で、西部は低い山地であるが凹凸の多い山地性の地形である。

島の面積の約7割11,200 haが森林で、残る6,000 haが、島の東北部一帯およびペンテン山の東部山麓、そして島の周辺部に広がる椰子畑などの農地および二次林である。森林の約1割1,500 haが、島の東北部キラット湾周辺、南西部の低地および島の周辺の至るところに小面積に散在するマングローブ林である。

主要な集落は、ペンテン山を中心とする山脈の東側地区の北部にあるパンカギ、および南部にあるペンテンで、他にはルビティ、ボンガジョがややまとまっており、この島の人口約4,000人の過半がこれらの集落に集まっている。これらの部落には、ニッパ葺きの小屋ではあるが、それぞれ小学校の分校が置かれている。

道路は、パンカギとペンテンを結ぶ約4 Kmの歩道(巾2 mていど)があるのみである。

#### (タラタコ島)

トギアン島の東に、ペンテン海峡をへだててつづく島がタラタコ島で、その面積は約8,900 haである。南北に卵型をした島の北部は、100 m～200 mの低い凹凸の多い山地がつづき、南部は低い丘陵の連なった地形を呈している。

島の約7割5,800 haが森林で、残る3,100 haが椰子畑などの農地および二次林となっている。

人口は約3,000人で、主要な集落は、西北部のドンカラ、モロン、カリアなどであり、北部地帯に比較的集まっている。北部一帯は山間の開墾困難なところを除き、大部分が焼畑となった模様で、椰子畑の他二次林が多い。

#### (ワレアコディ島、ワレアバヒ島)

ワレアコディ、ワレアバヒの両島は、タラタコ島の東側10 Kmあまりのところに位置する細長い2つの島である。ワレアコディ島の中心のドロニにはワレア郡の郡庁が置かれており、小学校、中学校がある。

地形は、約200 mから400 mの山が点々とあり全体に山岳地形を呈している。ワレアコディ島約4,300 ha、ワレアバヒ島約7,700 haのうち、約6割の7,600 haが森林で、他の4,200 haが椰子畑などの農地および二次林となっている。

人口は両島合せて約4,000人で、主要な集落は、ワレアコディ島のドロニ、トウトウ、ポポリ

などで、これらの集落は一応歩道で結ばれている。ワレアバヒ島にはそれほどまとまった集落はなく、海岸沿いに分散している。

こうしたトギアン諸島の住民の生活は、大部分がコブラの生産に依存しており、他には周辺の海で魚が獲れるにすぎない。このため、海に面した山腹は大部分開発され、椰子畑あるいは一部バナナ畑となっている。この他の農地は、焼畑耕作によるキャッサバ、陸稲、砂糖きびなどの栽培がなされているが、極めて粗放なものである。水田があるのは、水に恵まれているワカイの周辺のみである。

これらのコブラ以外の農業は自給用のものが大部分で、その生産量は少なく、食糧はスラウェシ本島からの移入にたよっている。

主要産品である椰子は島の周辺の至るところに栽培されており、この管理のために1家族または数家族の集落が散在している。こうした集落を、年に3回ていど、華橋などの仲買人が巡回してコブラを集荷して行く。コブラによる収入は、1 ha あたり年間80,000ルピアていどと考えられる。労賃はコブラの収穫などの作業の場合で1日500ルピアていどと推定される。

人口はトギアン諸島全体で約25,000人であるが、その年齢構成は、26才～60才6,200人、15才～25才5,800人、子供が13,000人ていどと推定され、労働人口は必ずしも多くはない。しかし、現在のところはコブラの生産以外にこれといった仕事もなく、特別の技術もないので、就労人口は労働人口の半分にも満たないと思われる。就労人口の60%は農業、10%は漁業、4%は商業、残る26%が政府職員等であると推定される。

住民と森林の結び付きは、森林が焼畑の対象となる他は、殆んど唯一の交通機関である丸木舟を作るためにパラピィの大径木を伐採したり、家づくりのためにカユチナを利用したりするていどで、森林と生活の結び付きは、あまり認められない。

島とスラウェシ本島との連絡は、月2回ていど定期船がゴロンタロ、バギマナ、ブンタ、アンバナ(以上スラウェシ本島)、ウナウナを回航する他は、週1回のパッサールのために回航する商人の帆かけ船があるにすぎない。

## 2 自然的条件

### (1) 地形および土壤

トギアン諸島の地形は、いずれも老齢期の様相を呈しており、極端に高い山はないが、比較的急峻である。

また火山島であるウナウナ島を除き波状性の起伏に富んでおり、地形は複雑に入り組んでいる。

このため、河川は小さな川が多く、流路が比較的短かいので面積的にまとまりのある平地は少ない。

地質は、第3紀及び第4紀に属する。

土壌については、踏査による分布状況の調査とともに、当面の伐採が予定されるトギアン島及びバトダカ島で土壌断面を設定し調査を行った。これは代表土壌断面を6カ所設定し、土壌断面の特徴検討による土壌の物理性調査とこの断面から試料を採取し、化学性分析を行ったものである。

土壌断面図及び土壌分析値は次表のとおりである。

トギアン島の土壌は、ラトゾル ( Latosol ) が大部分を占める。

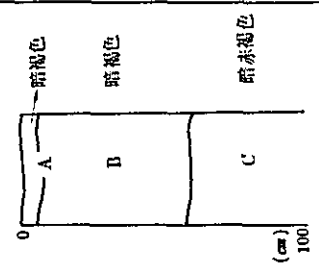
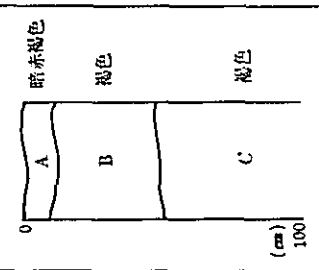
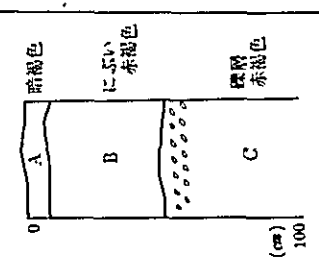
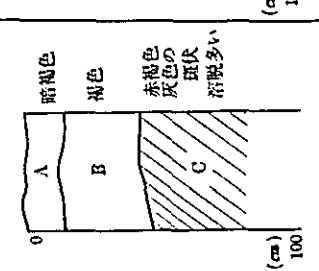
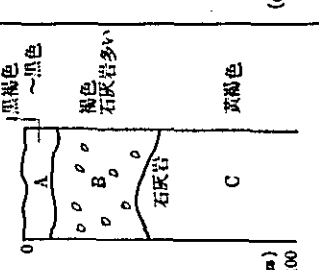
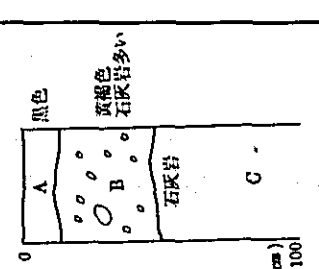
これは、褐色～暗褐色の堅密な重粘土を主体とする有機質の少ない土壌である。またこの土壌は、塩基類が溶脱されるため、酸性が強い。

バトダカ島もラトゾルが随所に分布しているが、この島には、この他に軟質石灰岩の風化土壌が広範囲に亘って存在する。

この土壌は、レンテナ ( Rendzina ) に分類される。

土色は、黒色～黄褐色を呈し、土壌中に礫状の石灰岩を多量に含む塩基性土壌である。

土壤断面と分析値

土壤番号	№ 1	№ 2	№ 3	№ 4	№ 5	№ 6
調査地名	トギアソノ島	トギアソノ島	トギアソノ島	トギアソノ島	パトダカ島	パトダカ島
林況	一次林	一次林	一次林	二次林	一次林	二次林
地形	斜面中部	斜面上部	斜面下部	斜面中部	斜面下部	斜面中部
標高	120 m	150 m	90 m	90 m	60 m	70 m
傾斜	12°	6°	15°	18°	25°	28°
土壤名	ラトソル (Latosol)	ラトソル	ラトソル	ラトソル	レンチナ (Lentzina)	レンチナ
土壤断面						
層位	A	A	A	A	A	A
	B	B	B	B	B	B
PH価 (H <sub>2</sub> O)	5.6	5.5	6.5	6.5	7.0	7.1
	4.7	4.6	5.1	5.2	7.3	7.5
有効磷酸	わがかに含む	含まず	わがかに含む	わがかに含む	わがかに含む	わがかに含む
置換性石灰	欠	欠	欠	欠	欠	欠
可溶性アルミナ	多	多	多	多	多	多
置換性マグネシア	含まず	含まず	含む	含む	含む	含む
置換性マンガン	やや欠	やや欠	含む	含む	やや欠	やや欠
有効カリ	わがかに含む	わがかに含む	わがかに含む	わがかに含む	わがかに含む	わがかに含む
窒素量	ごくわずかに含む	含まず	ごくわずかに含む	ごくわずかに含む	ごくわずかに含む	ごくわずかに含む
塩水量	少量	微量	少量	少量	少量	少量

## (2) 気 候

赤道直下のため、日照時間は年間を通して12時間とほとんど変化がない。

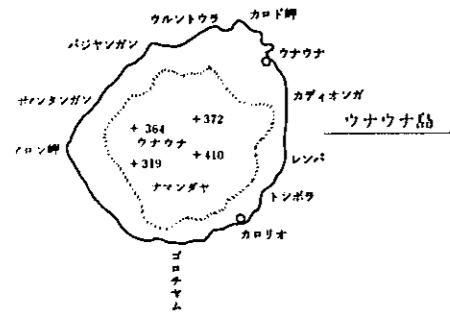
気温も年変化が少く、日中は30～35℃、夜間は25～30℃程度である。

風も比較的穏かである。

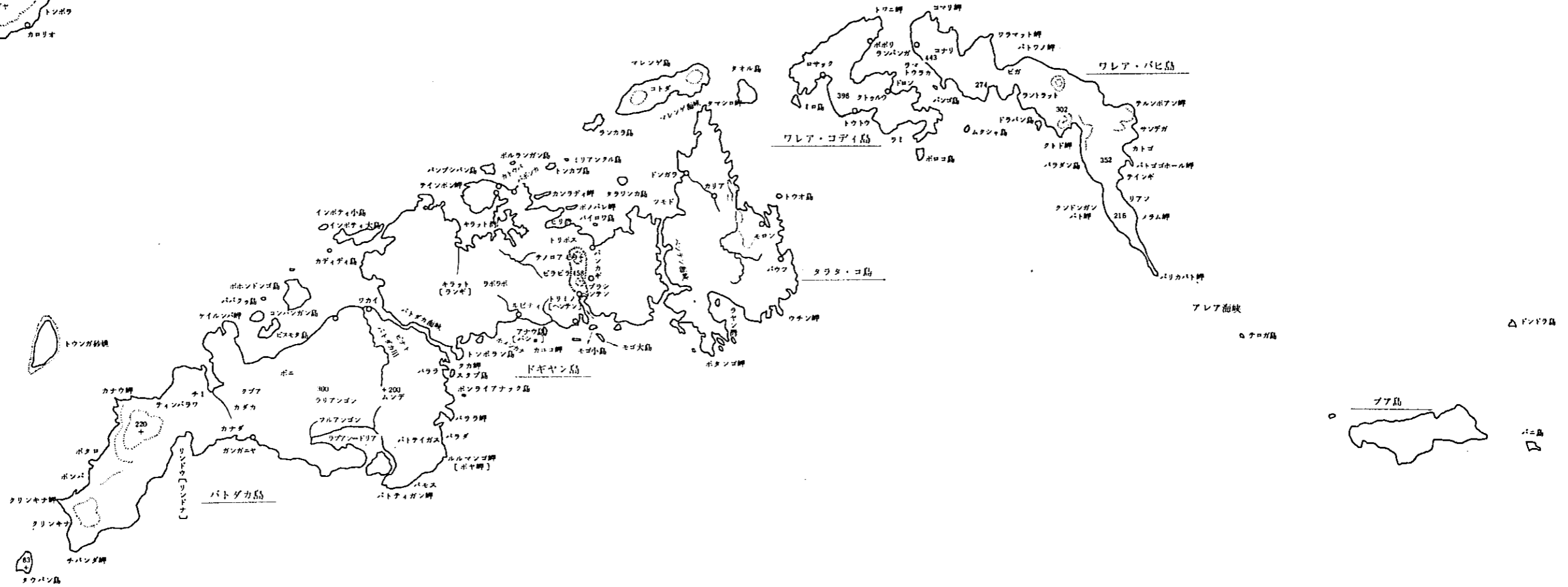
降雨量については、様々の資料があり、いずれを信頼すべきか判断に苦慮したが、トギアン諸島の林相、住民からの降雨日数の聞き取り及び最も新らしい資料であること等から、気象地質庁(Lembaga Metreologi Dan Geofisika)の資料を採用することとした。

これによると年平均降水量は約2700 mm、年間降雨日数は111日である。

年間を通して比較的一様に雨が降っており極端な乾季はない。



トミニ河





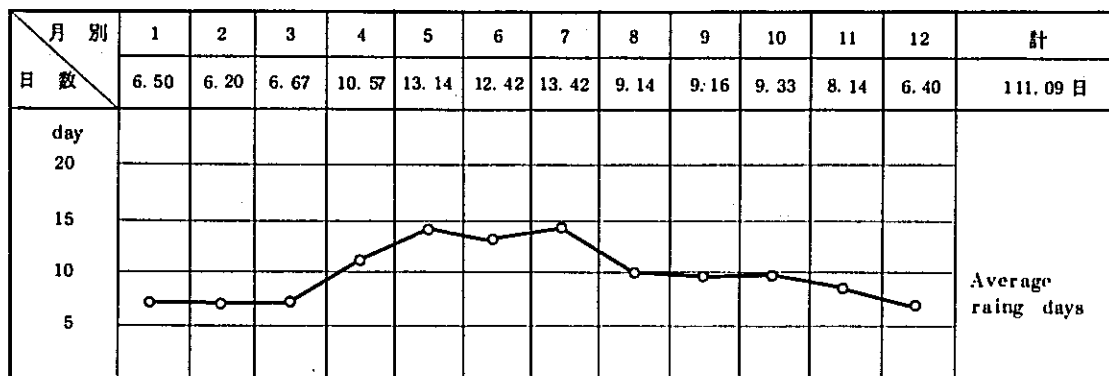
RAINFALL AT KEP. TOGIAN

( LEMBAGA METREOLOGI DAN

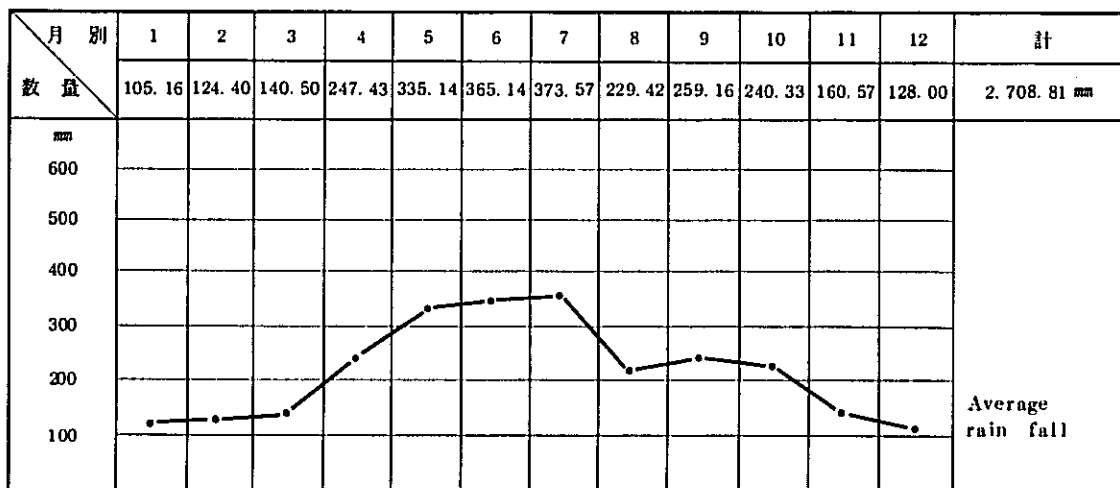
GEOFISIKA DEPARTMEN

PERHUBUNGAN )

月別降雨日数 ( 1951 ~ 1960 年の月別平均値 )



月別降雨量 ( 1951 ~ 1960 年の月別平均値 )





### (3) 森林の状況

トギアン諸島における熱帯降雨林の相観を見ると、一般的に最上層は第一高木層が散在的に樹冠を形成しており、その下にややうっぺいした第二高木層が見られる。この下に小径木、幼稚樹の生育が見られる。

樹種は、インドネシア林業総局の調査によると胸高直径 35 cm 以上のものだけでも 127 種に及ぶとされ、種類相は複雑、多様であるが、丘陵地帯のやや乾燥したところでは、パラピイ、マカカタ、シウリが第一高木層の主体をなしており、これより低地のやや湿性土壌では、クメ、テアが第一高木層の主体となる。

本諸島の伐採方法としては、択伐が採用されるとすれば択伐によって確実な更新を期待するには、有用樹種の後継樹が十分に存在することが第一条件である。

このため、後継樹の種類及び径級の調査を行ったところ次表のとおりである。

この他二次林が小面積ながらいたるところに存在する。これは焼畑の跡地に成立したものである。

林 況 調 査

◎ 調査番号 I (面積 20 m × 50 m, 調査地 トギアソ島)  
(丘陵性のやや乾性土壌地帯)

階	樹種	パラピイ Palapi	マカカタ Makakata	クメ Kume	テア Tea	ナントー Nantu	シウリ Siuri	タワン Tawan	ビンタンゴロ Bintangoro	バカン Bakang	その他	計 (本数)
樹高	100 以上 200 未満	25	4	5	1	6	4	9	14	4	—	72
	200 以上	12	2	1	1	1	2	2	3	1	—	25
胸高	5 以上 20 未満	2	1	1							46	50
	20 ~ 50	1		1	1		1		2		15	21
直径	50 ~ 100	1					1				1	3
	100 以上	1										1
	計	42	7	8	3	7	8	11	19	5	62	172

◎ 調査番号 II (面積 20 m × 50 m, 調査地 トギアソ島)  
(低地のやや湿性土壌)

階	樹種	パラピイ Palapi	マカカタ Makakata	クメ Kume	テア Tea	ナントー Nantu	シウリ Siuri	タワン Tawan	ビンタンゴロ Bintangoro	バカン Bakang	その他	計 (本数)
樹高	100 以上 200 未満			4	3	3		3	3		—	16
	200 以上		2	4					1		—	7
胸高	5 以上 20 未満			2	2	2		1			35	42
	20 ~ 50			4							19	23
直径	50 ~ 100			1							1	2
	100 以上											0
	計	0	2	15	5	5	0	4	4	0	55	90

(注) 1 胸高直径 5 cm 未満は、樹高を調査した。  
2 但し樹高 100 cm 未満及びその他樹種で胸高直径 5 cm 未満は調査していない。

## Ⅳ 開発の基本的条件

インドネシアにおいて、わが国の民間企業が林業開発を行うに際し必要となる法令は種々あるが、ここではそれらのうち基本的なものをとりあげることとする。

### 1 外資法 Act. No 1

#### (1) 背景

この法律は1967年に制定され、インドネシアにおける外国資本による開発の基盤となったものであり、その考え方は次の7点に集約される。

- a 潜在的経済資源は豊富であるが、資本、経験、技術の欠除により、真の意味での経済力が未だ形成されていないこと。
- b 独立宣言の精神は、常に経済政策に反映されるべきこと。
- c 経済の発展には、資本投資、技術、広分野の知識、管理経営能力等が不可欠であること。
- d 経済発展の可能性の増大は、インドネシア人自身の能力と自発性に依存するものであること。
- e しかしながら、外国への依存心が形成されることなく、外国の資本、技術が国家経済に寄与するよう適正に利用されれば、この原則は適用されないこと。
- f インドネシアの経済発展のため、国内資本投資が当面または近い将来においても十分なされない分野について、外国資本を最大限に導入すべきこと。
- g 将来性のある外国資本家のもつ不安を除去し、国家の発展に必要な資本の充実をはかるため、明確な法律の制定が緊急課題となっていること。

この考え方は、1967年以前数年間において、国民の購買力が持続的に減退したことで、生活水準の格差が著しく増大したことに起因している。そこでインドネシア政府は国民経済の改善をはかるべく、物資とサービスの生産を増加することにより、いかにして国民の福祉を向上するか、また物資とサービスをいかにして公正に分配するかを最優先課題とした。

インドネシア政府は、生産の増大が、資本の投下、技術行使、ノウハウの増加、組織と管理能力の向上によって達成されるとし、中でも資本の投下が非常に重要な役割りを果たすものと認識している。そのため植民地時代の如き外国資本による支配の排除、ある一定の分野に対する外国資本の締め出し、外国に対する依存心の非形成等を前提に、積極的な外国資本の導入をはかることとした。

#### (2) 条文と解説

この法律で規定される重要な条文は次のとおりである。

##### 第1条

この法律における資本投下とは、資本保有者が、直接に投資リスクを負う前提で、インドネ

シアにおける企業設立目的のため、この法律の規定に従い、またはもついでなされる外国資本の直接投資を意味する。

#### 第4条

政府は国家または地方の開発計画にもとづき、外国企業に対し活動区域を定めるものとする。この際、国または地方の経済発展は勿論のこと、企業の種類、投下される資本の量、投資者の希望等を考慮に入れる必要がある。

#### 第5条

- (1) 政府は重要度に応じ、外資導入の可能な分野を定め、個々のケース毎に、外資投資者に対する条件を定めなければならない。
- (2) 重要度は、政府が経済発展と技術進歩を考慮し、中・長期の開発計画の内容を審議する際に決定される。

#### 第6条

- (1) 国民生活に関係する重要な分野は、外国資本の投資対象から除外される。その分野は下記のとおり、
  - a 港 湾
  - b 公共用電力の発電、送配電。
  - c 電 信
  - d 海 運
  - e 航 空
  - f 上 水 道
  - g 公共用鉄道
  - h 原子力開発
  - i ラジオ、テレビジョン
- (2) 国家防衛に重要な機能を果す産業、即ち武器、弾薬、爆薬等は、外国資本に対し完全に閉鎖される。

#### 第9条

外資保有者は、その資本が投下される企業の経営に関し、完全な権限を有する。外国資本と国内資本との協調形態の場合、その経営は合同で決定される。

#### 第10条

外資企業は、第11条に規定される場合を除き、その労働力をインドネシア人により満たさなければならない。

#### 第11条

外資企業は、インドネシア人により充足し得ない管理、技術要員のポストを指定することができる。

## 第12条

外資企業は、外国人要員を順次インドネシア人に代置する目的をもって、国内外における計画的、組織的な教育訓練を行わなければならない。

## 第15条

外資企業は、公租公課に関し、下記の恩典が与えられる。

### a 免除

- i 利益に対する法人税、企業が生産を開始する時期から5年を超えない期間。
- ii 株主に対し支払われる利益の一部についての配当税、企業が生産を開始する時期から5年を超えない期間。

ここで生産開始の時期とは、市場に流通する生産物の生産を開始する時期をいう。

また、税免除期間中得られる利益の配分は配当税の対象とならない。

- iii 第19条a項に述べる利益に関する法人税、インドネシア国内で再投資される時期から5年を超えない期間。
- iv インドネシアに輸入される基礎的な装備、材料、機械、補給部品、器具類に対する輸入税。
- v 外資に関する資本金収入印紙税。

### b 減税

- i 上記aのiに示された免除期間の終了後5年を超えない期間、法人税の50%。
- ii aのiの期間終了後、税の対象となる利益に対し、免除期間における差引勘定による損失。
- iii 増加する固定資産の減価償却の割引き。

## 第16条

- (1) 公租公課に関する第15条の恩典は、第5条の分野に関する重要度の決定後に与えられる。
- (2) 本条第(1)項に拘らず、経済発展に非常に重要な外資企業には、政令により別の特権が与えられる。

## 第18条

外資に対するそれぞれの認可は、30年を超えない期間とする。

## 第19条

外資企業は下記について、外国通貨で譲渡する権利を有する。

- a 税の控除および他の財務上の義務を果たした後の利益。
- b 雇用される外国人に関する費用。
- c 減価償却費
- d 国有化に伴う補償費

しかし当該企業が公租公課の恩典を受けている間、これらの譲渡は許可されない。

## 第 21 条

政府は国家利益にもとづいて議会により宣言される場合を除き、外資企業の所有権を全てを国有化または取消し、もしくは管理経営権を制限する措置をとることはできない。

## 第 22 条

- (1) 第 21 条に関する措置をとる場合、政府は国際法にもとづき、両者の合意による金額、形態、手続等補償をする義務を有する。
- (2) 補償のための金額、形態、手続に関し両者の間で合意に達しない場合は、両者の任命による 3 人で構成される仲裁裁判による。

## 第 23 条

外資が許可された分野において、外資と国内資本との協調は効果的である。この場合国内資本とは、中央政府、地方自治体、協同組合、公共企業体の資本をいう。

## 2 外資法の改正 Act. No 11

1970 年に至り下記の理由から、Act No 1 外資法の改正法が制定された。

- (1) 経済発展計画に関する全ての財政政策が政府資金の増大—才入の増大を不可欠とすること。  
(民間企業の貯蓄奨励、投資と生産の推進、所得の再分配、行政の簡素化等)
- (2) 開発進度を加速化するため、企業家とくに投資家に対して、財政面で好印象を与える必要があること。

この改正法により、Act No 1 第 15 条が全文改正になり、法人税、収入印紙税、輸入税、販売税、譲渡税、配当税に関し、外資に対してより優遇された措置がとられるに至った。

しかし、林業分野において、外国資本については、政府は当初からジャワ島以外の森林開発事業という特定の事業活動を振興させる資金として使用するための補助的、予備的な開拓機能として評価されていた。そしてこれら開発事業活動の基盤が形成された後に国内資本の充実が期待されている。しかしながら現実には、外国資本投資計画および国内資本投資法から、外国資本が依然として優勢な状況にある。このことは、外国資本の補助的、予備的機能の性格を不明確にしている。

このような状況のもとに、1973 年 11 月 20 日、大統領ガイダンスが示された。これは外国資本の林業開発事業における権利と適正利益を減少させることなく、外資の優勢さに代って国内資本の比率を増加させる方法もしくは指導政策をとる必要があると指適したものである。

## 3 スハルト大統領ガイダンス (1974 年 1 月 23 日付)

### (1) 外国資本の投資 (PMA)

- i 一定期間内に、インドネシア・パートナーの株式が 51 % になるようその比率の増加に努めること。
- ii 外資がもはや十分である分野、または国内民間企業にのみ特別に開放される分野等、外

資に対して閉鎖される分野の Negative List を拡大すること。

iii 外資の投資条件は、下記によりさらに制約される。

a) PMAは可能なかぎりインドネシアの技術労働者を雇用すること。それが不可能な場合は、インドネシア人の教育訓練に努めること。

f) PMAによる全ての資本投資は、インドネシア国民をカウンターパートとする合弁企業の形態をとること。

c) 免税期間、輸入税等の軽減等の恩典は縮小される。

d) PMAのカウンターパートは、純インドネシア人(Pribumi)であること。

e) 外国資本と準インドネシア人資本からなる合弁企業の場合、政府は前者と後者の資本比率を49:51になるよう促進し、さらに後者の50%をPribumiにするよう努めること。

(2) 国内資本の投資(PMDM)

Pribumiの参加拡大を推進するため、政府はPMDMについて次の方法を講じた。

i 投資保証は、Pribumiに対してのみ与えられる。

ii 準インドネシア人により保有され、信用が生じたPMDMは、Pribumiの株式比率が少くとも50%になるよう、資本市場を通じてその株式を売却しなければならない。

iii PMDMにおいて、Pribumiと準インドネシア人の株式比率は、少くとも半々にしなければならない。

iv Pribumi企業概念

上記の政策を推進するためのPribumi企業の条件は次のとおり。

a) 資本比率

Pribumi : 準インドネシア人 = 75% : 25%

b) 経営者陣の大多数がPribumiである場合には、

Pribumi : 準インドネシア人 = 50% : 50%

4 森林開発権認可に関する政策

(1975年5月12日付、インドネシア共和国大統領令 No 20)

第1条

HPHと呼ばれる森林開発権は、森林地域と未だ森林になっていない地域を対象とする。

第2条

(1) HPH保有者は、当該森林を自身で開発しなければならない。

(2) HPH保有者は、伐木集運材部門において、請負関係にもとづいて国内企業と協同することができる。

(3) HPH保有者は、伐木集運材および林産加工部門において、合弁企業の形態により、国内または外国企業と協同することができる。

(4) 第3項に述べた協同は、HPHが合併企業に移転されることを意味するものではない。

#### 第3条

(1) HPH保有者は、政府により規定された条件および義務を果さなければならない。

(2) HPH保有者は、保続原則にもとづき、当該森林地域を経営し、政府により定められた全ての条項に従わなければならない。

#### 第4条

政府および公的機関からの資本参加は、HPH保有者を国内企業として育成する範囲内で可能となる。

#### 第6条

この時点でHPH保有者である外国企業や合併企業は、遅くともHPHが認可されてから10年以内に、国内企業に対しその株式保有率が51%になるよう株式の所有権を移転しなければならない。

#### 第7条

合併企業からのHPH申請が未提出のもの、または林業基本協定（Forestry Agreement）が調印段階にあるものは、この新しい政策によるものとする。

#### 第8条

HPHは、株主が森林開発部門における効力のある諸規程に応じなければ取消されることがある。

### 5 林業基本協定（Forestry Agreement）

最近における林業基本協定の一般的なFormは次のとおりである。

#### 第1条 定義

#### 第2条 HPHの交付

#### 第3条 企業の主たる義務

#### 第4条 森林の基本原則に関する規定

#### 第5条 森林区域

#### 第6条 林産業に関する規定

#### 第7条 企業活動

#### 第8条 コンセッション・フィーおよびロイヤリティ

#### 第9条 投資

#### 第10条 インドネシア人労働力の雇用と訓練

#### 第11条 健康、安全および損害の補償

#### 第12条 作業区域内における慣習法社会の権利

#### 第13条 社会開発



- 第14条 社会繁栄の推進
- 第15条 植物相，動物相および学問的，歴史的に価値のある物体の保護
- 第16条 HPH決定書と本協定との関係
- 第17条 作業区域面積の変更
- 第18条 違反に関する規定
- 第19条 事業の一時停止，延期および譲渡
- 第20条 違反発生後と譲渡後における企業の義務
- 第21条 保証金
- 第22条 不可抗力
- 第23条 帳簿の報告と監査
- 第24条 監査
- 第25条 一般規定

## V トギアン諸島林業開発事業の基本構想

トギアン諸島における林業開発は、第1次調査で明らかにされたとおり、未利用樹の利用開発を進めることにより、トギアン諸島の発展に貢献する。国際協力事業として意義が大きい事業である。

トギアン諸島の森林には、既に市場性の確立しているフタバガキ科のメランティ等の樹種が生立していない。しかし、この様な地域は、トギアン諸島以外にも広く分布しており、これら未利用樹の多い森林の開発が進むことは、インドネシア国にとっても、その資源内容の充実をもたらし、同国の発展に大いに寄与し得ることとなると同時に、資源輸入国である我が国にとっても、利用可能な資源量が拡大することは、木材需給上意義のあることである。

インドネシア林業総局の調査によれば、トギアン諸島の森林には、127種の樹種が認められており、直径50 cm以上のものが91.44 m<sup>3</sup>/ha あるとされている。しかしこれらの樹種のうち、現在あるていど利用される可能性があると思われるパラピイ(Palapi)、クメ(Kume)、ナントー(nantu)、ダマダマ(Dama-dama)、クナリ(Kenari)、ビントングロ(Bintangoro)、マカカタメラ(Makakatamerah)、タワン(Tawan)、カユチナ(Kayu China)、シウリ(Siuri)(いずれも現地名)等は約40%の35.87 m<sup>3</sup>/haにすぎない。

残る55.57 m<sup>3</sup>/haのうち、本事業を実施したことにより加工特性等が明らかとなり、利用方法が確立し、まとまった量が市場に供給されるようになれば、トギアン島の森林の価値は倍増することとなる。これらの効果の期待ができる樹種としては、テア(Tea)、ロヨ(Loyo)、ウラ(Ura)、パワン(Bawan)、マカカタ(makakata)、アンドリア(Andolia)、ベンケン(Bengkole)、ポルス(Polus)、スギマナイ(Suginanei)、ピア(Pia)、バユ(Baun)、ナネ(Nane)、ボネ(Bone)、カユブン(Kayu Besi)、ルングロ(Lungulo)、バカン(Bakang)、プタット(Putat)等約24 m<sup>3</sup>/haが認められ、今後の南洋材開発に対して力強い指針となる。

次に、本事業が行なわれることにより、トギアン島の社会経済の発展に及ぼす効果も大きいものがある。すなわち、林業開発事業に関連し、部落間を結ぶ道路(幹線林道)が開設され、現在では丸木舟のみにたよっている部落間の交流を自動車による交流に変え、交易もさかんになることとなるであろう。また、同時に、水道施設、電気施設、通信施設等が地元住民に利用できるよう設置されれば、トギアン島の住民の生活も向上しさらには、事業の進行とともに住民の所得が向上すれば、交易の為の船もひんばんに来るようになる等直接間接の効果により、トギアン諸島発展を導き出すこととなる。

以上の諸点を考慮すれば、本開発事業の基本構想は、

- ① 農業の拡充、社会資本の充実等の社会開発計画
- ② 未利用樹森林の取り扱い技術の開発のための、伐採-更新計画

### ③ 未利用樹の加工利用技術開発のための加工利用計画

以上の3点を基本として、それぞれの計画がトギアン諸島の発展を前提として組立てられ総合化されるよう格付されなければならない。

こゝにトギアン諸島の森林開発が他の一般の森林開発と違った大きな特質がある。

以下これらの計画の在り方を考察しつつ、本開発事業の基本構想を述べることとする。

## 1 社会開発計画の考え方

### (1) 土地利用

トギアン諸島の森林開発を進めるにあたっては本諸島の置かれた社会的自然的条件を念頭に置きながら先ず第一に農業の拡充等の社会開発計画の在り方について考えてみる必要がある。すなわちこの地域の開発のためには、森林開発がはたす役割を認識した上で、その在り方を検討することである。トギアン諸島が発展するためには、恐らく、その持つ森林資源を有効に活用することが唯一の手段であり、それによって得られた、社会資本や住民の所得向上等が、次の段階の安定した発展へとつながるものでなければならない。いうなれば、本林業開発事業は、トギアン諸島の発展の起爆剤となるべきであると言えよう。

従って、森林開発は、1つには、将来のトギアン諸島に、安定した農業あるいは商工業が興きうよう行なわなければならない。それが為には、伐採事業の対象とすべき森林を選定するに際しては、まず最初に、将来のトギアン諸島の発展の為になり得るような土地利用の在り方を考えた上で選定されなければならない。

トギアン諸島の土地利用の現況については、統計資料等が十分ではないが、土地面積70,000 haのうち森林面積は40,000 haである。またこれを地形別にみた場合、山岳地60,300 ha、平野9,600 ha、湖沼100 haとなる。

このように森林が大部分を占め、その森林は大部分が林業的には未利用のまゝで推移してきたものである。焼畑耕作に利用された森林は、耕作利用を終了しても殆んど森林に復帰することなく、原野状を呈している。いわば現在のトギアン諸島における土地利用の状況は全く初期的段階にとどまっているといえる。

トギアン諸島における今後の土地利用を計画する場合、第一に行うべきことは、森林として永続的に利用して行く区域と、農業および住居、産業等施設区域を区分することである。

すなわち、住居、産業等施設区域は、パトタカ島のワカイおよびトギアン島のペンテン地区を中心に整備することが適切と考えられる。したがって農業区域も、ワカイ、ペンテン両地区周辺に重点的に整備されることとするが、諸島全体の発展を考慮し、現在既に椰子畑等の造成が行なわれており、今後の立地条件あるいは地形等の条件にも恵まれているトギアン島キラツト湾周辺、パトタカ島西部地区等についても農業等の整備をはかるべき区域とすべきであろう。

森林区域の利用計画であるが、現在の森林面積40,000 haのうち、農耕地、住居、産業施設

等に転用される面積を現面積の概ね10% 4,000 haを前提とすると、今後森林として維持すべき面積は36,000 haとなる。

この利用計画として、第一に考慮する必要があるのは、重要河川の上流水源にあたる区域、あるいは急峻山岳地であって、国土保全上重要な地区、さらには湖沼の周辺など景観の保全上重要な森林については、保全林として保全区域に編入する必要がある。

これらの森林として具体例を挙げれば、パトダカ島におけるパトダカ川上流のラルアンゴン山、ムンデ山等を含む区域、トギアン島におけるベンテン山、ピラピラ山、テノロア山等を含む区域などが主たるものと考えられる。これらの保安林として約6,000 haが必要と見込まれる。

これらの地域を除くと約30,000 haが森林開発の対象となるが、この中でも、立地条件が良好であり、現に比較的形質の良い大径木があり、かつ、中小径木も多く、集約的な開発が可能な地域を選出し、集約的林業開発区域とし、林道網の整備、種々の更新技術の導入等を進める等林業開発の重点地区とする。具体的には、パトダカ島西部地区および東部地区、トギアン島西部地区等が主となろう。

## (2) 関連施設

本開発事業の実施は、トギアン諸島の社会資本の充実、島民の生活環境の向上等社会開発計画に即して進められねばならない。すなわち、島を取りまく道路網の整備、スラウェン本島との交通、通信網の整備のための港及び無線施設の設置、水道、電気施設の設置、及び教会、学校等公共施設の整備等が、本事業の運営上ゆるされる限度において実施されるべきものと考えられる。

- 道路……本伐採事業の進行状況にあわせ建設されることとなるが、トギアン諸島の開発の根幹となる施設であるので、特に幹線となる道路については将来拡充される農地及び部落間の連結に充分留意すべきである。具体的な路線の配置設計は、第三次調査で作成されるであろう本地域の地形図等を用い、充分検討されねばならないが、おおよそ100 Kmには達すると想定できる。

- 港……トギアン島の発展を考える時、スラウェン本島及び各島との交易条件を良くすることが必要であり、このため、栈橋を建設する必要がある。

- 通信施設……現在のトギアン島には通信施設はほとんど階無といって良い状態であり事業の実施のため必要な無線施設は郡庁、警察、郵便局等公共的な通信に使用できる施設として設置する必要がある。このため、ゴロンタロ市、ボソ市及びワカイにそれぞれ10W程度のSSB無線通信施設が必要であろう。

- 電気施設……本事業の電気施設は、トギアン島の将来の中心と思われるワカイ周辺の町づくりに留意し、学校、教会、集会場、及びその他の公共施設に電気を供給できるよう留意する必要がある。このため80 kw程度の出力を有する発電機及び附属する施設が必要であろう。

- 水道施設……電気同様に公共施設，共用水道，浴場の設置が可能になるよう留意し，35馬力エンジン，6段タービンを用い毎分0.45 $m^3$ の給水能力を持つ水道施設が必要であろう。
- 教育等公共施設……本事業が進められ，従業員が増加することに応じ，小，中学校の増築，教会の設置等が必要であろう。又これにあわせて，近隣部落の教育等の施設の充実にも，可能な限り協力することが望ましい。
- 医療施設……現在のトギアン島でもっとも欠けているものの1つが医療であり，本事業の進行にあわせ，診療所を開設し，従業員とともに，近隣部落に対する医療サービスを行うことが望ましい。
- 農用地の造成……将来農用地とすべき森林の開発を優先させ，併せて，農用地造成に協力するため，中小径木の伐倒，さらには農地造成そのものにも協力することが望ましい。

## 2 伐採－更新計画の在り方

トギアン諸島の森林については，すでにインドネシアの林業総局が調査を行っている。

インドネシア林業総局の調査によれば，当該森林には127種に及ぶ樹種が生立しており，その蓄積は直径50cm以上のもので，ha当り91.44 $m^3$ となっている。

ところがこれらの樹種のうち，その樹種またはその類似樹種が，多少とも日本の南洋材市場で販売可能と思われるものは，パラピイ（Palapi），クメ（Kume），ナントー（Nantu），ダマダマ（Dama-dama），クナリ（Konari），ビントングロ（Bintangoro），マカカタメラ（Makakata morah），タワン（Tawan），カユチナ（Kayu china），シウリ（Siuri）（いずれも現地名）ていどであり，他の殆んど樹種は，現状では全く日本の市場には流通していない。

このようないわば未利用樹種の伐採事業はメランテイを中心とした一般市場に流通している南洋材の伐採事業とは異って解決して行かなければならない多くの問題をもっている。

伐採事業の基本である採材寸法すら未知である。一般に市場性のある木材については径級，長さ，品等により市場価格が確立されており，従って伐採事業の収支計算も可能であるが，未利用樹種については見当がつかない。いわゆる南洋材でいうM.L.H（ミックス丸太）の場合はわが国でも市場性はあるが用途が梱包材，土木用の材料材などの低質材であり，このような丸太のみの開発では伐採事業としては採算上不可能に近い。ラワン材というと南洋材の代名詞であったがこゝ数年のうちにメランテイ材がその位置をとって代って来たように，利用開発を計りながらまとまった材積の供給を計ることが未利用樹開発の基本であることを考えると，トギアン諸島の伐採事業は利用開発を計りながらしかも相当まとまった数量の供給を同時に考えて行くことが必要であろう。

利用開発と伐採方法（造材仕様書）はつねに表裏一体の関係にあり，しかもこのように樹種の多い未利用樹を対象とした森林の伐採事業は大きなリスクを負うことになる。

トギアン諸島の伐採事業についてはこれ以外にも伐採木の選木技術，伐倒木の腐れ，虫害処理

への対応技術、伐倒時の胴割れ、保残木損傷回避への対応技術など解決すべき問題が山積している。

トギアン諸島開発にはその上に伐採後の森林を如何によく育てていくかという問題も含まれている。この面からも従来取り扱ったことのない森林を対象とすることとなりこれまた更新に対する新しい技術の開発が必要となる。

これらの技術開発は、個別の技術として開発されねばならないのは当然であるが、同時にそれぞれの技術との関連のうえで、体系化、総合化されなければならない。

たとえば伐採・搬出方法にしても直接更新技術に影響され、更新方法が決まれば、それに伴って伐採・搬出方法も規制されるということになる。

現在、通常行われているメランティの伐採は、ha 当り数本の大径材を抜き伐りしているが、トギアン諸島の森林では、直径50 cm程度の中径木が複雑な地形の中で、やや凸状を呈した部分に数本づつかたまって生立しており、従って群状択伐に近い伐採がなされるであろう。このことは中少径木の保残等、その更新に当って相当の配慮がなされる必要があり、こゝに伐採技術と更新技術とを同時に考えた総合施業技術体系が確立されねばならない。

このように考えた場合、トギアン諸島の伐採事業はどうあるべきかということになるか。出来るだけ規模を縮小してそのリスクをさけるべきであるが熱帯降雨林の伐採事業は最小の伐採規模は限定されることになり、ある程度の規模の拡大は必要欠くべからざるものがあり、伐採事業実行によるリスクとその経営規模との接点を何処にもとめるか重要な問題であろう。これらの基本構想をふまえ第三次調査では伐採事業の最小限の規模を見出す必要がある。

つぎにトギアン諸島の森林の更新の確保についてであるが、トギアン諸島の後継樹の生育状況は前述したとおり、比較的中小径木にめぐまれており、天然更新の可能性は高い。

インドネシア林業総局による調査では、直径35～49 cmの商業木のhaあたり生立木数は1,036本で、全商業木生立本数の35%にあっている。また同じく林業総局のプロットによるサンプル調査でも約55%のプロットに幼稚樹の生育が認められ天然更新の可能性が高いとされている。

従って、確実な更新を図るには、これら中小径木の保残に留意しつつ、伐採を進め得る技術を探るための試行がある期間必要となろう。しかし、前述のとおり伐採木が群状に分布するとすれば、中小径木の保残され得ないところも現われることも考えられるところから、人工補整(補植)小面積に分散した人工造林の技術を探るための試行も必要となろう。さらには、トギアン島のところどころに在る、二次林の樹種改良および、無立木地(焼畑跡地)の造林技術も開発すべきである。

そこで、トギアン諸島の森林開発に際しては合理的な森林施業体系を探るための、次の諸試験が行われる必要がある。

#### (7) 伐採作業時に行われるべき試験

◎より豊かな森林へ誘導するための試験として

○上層林冠が比較的老令木が多く、下層に中小径木、幼稚樹がかなり多い林分の場合の選木法をどうするか。

- ・樹群を単位として選木する。
- ・大きな疎開地が生じないように配慮する。
- ・伐倒・搬出に際して中小径木の損傷をできるだけ少なくする。
- ・後継樹の近辺の刈払とツル類の薬殺
- ・競合する不用木の薬剤巻枯し

○上層木冠が老令木で、下層に中小径木、稚幼樹が少いような材分の場合の取扱いをどうするか。

- ・ヤン類の除去（下刈）
- ・ツル類の刈払、薬殺
- ・伐跡地の地騒ぎ
- ・不用木の薬剤巻枯し

◎残存する中小径木、稚幼樹を健全に保存するための試験として

- 先行伐倒の実施
- 半幹材搬出
- 伐倒地での造材実施
- サルキー、ロギングアーチの使用
- トラクタ道作設密度の検討
- ウィンチラインの伸長制限

などのさまざまな方法をテスト、研究し、それぞれの条件に応じた伐採搬出方法を確立する必要がある。

#### (f) 人工植栽試験

植栽される樹種は、植物生態学的見地からこの地域の自然条件に適合するものを選択するのは当然であるが、さらに経済的視点も加味して選択されなければならない。

本島の地形、地利及び無立木地、二次林の面積的まとまりからして大規模造林は困難であるので、販売価値の高い樹種を選ぶことが適当であろう。

バラビをはじめとする郷土の有用樹種に外来の有用広葉樹も含め、樹種の検討がなされるべきである。

しかしながら、本諸島では造林の経験がまったくなく、中部スラウェシ州においても造林技術は試行の段階であることから、まとまりのある面積の造林に当初から着手することは危険である。

まず、小面積の試験地を設け、植栽樹種の選定、養苗等の技術確立に努めるべきであろう。

これらの更新を確保する森林施業技術試験は、その対象地が択伐主体の森林であり、かつ将

来の事業化を考えれば、年間 500 ha ていどを対象として行われるのが極当と考える。いずれにせよ、試験的な仕事の具体的な内容規模については、次回の調査でより詳細に検討のうえ決定すべき問題である。

### 3 加工利用計画の在り方

トギアン諸島に生立している樹種は、フタバガキ科の樹種と異り、大部分の樹種は、木材加工の対象にされた経歴が非常に少ない。このため従来の、ジャワやスマトラ、カリマントンで行なわれている加工方式をそのまま用いることは非常に危険である。従ってあらかじめ十分な調査研究をしておく必要があり、その結果をふまえ、技術的、経済的立場から木材加工方式の可能性を検討すべきものとする。

これらのためには、製材、合板等への適性試験、および実用化のテストが必要であり、次のような試験項目について、材の特質を明らかにする必要がある。

#### ◎ 物理的性質に関して

気乾容積重、全幹容積重、容積密度数（分布）、気乾収縮率、全収縮率、平均収縮率、交錯木理、吸水率

#### ◎ 化学的性質に関して

化学組成－灰分、熱水可溶分、アルコールベンゼン可溶分、ホロセルロース、 $\alpha$ セルロース、リグニン、ヘキサソ抽出分、アセトン抽出分、メタノール抽出分

繊維形態－繊維長、繊維径、細胞膜壁厚

#### ◎ 強度的性質に関して

縦曲げ、縦圧縮および縦引張りについてのヤング係数、比例限強さ、破壊強さ。横圧縮および横引張りについての接線方向のヤング係数、比例限強さ、破壊強さ。

部分圧縮強度、せん断強度、かたさ、衝撃曲げの吸収エネルギー、横曲げのヤング係数および破壊強さ。

#### ◎ 耐朽性に関して

オオウズラタケ、カワラタケ、ヒロイタケによる重量減少率

こうした試験と共に、あるていどまとまった数量による実用化試験が行われなければならない。この種の試験は、合板工場、製材工場あるいは木工場で行われることになるが、そこでの試験項目は次のようなものである。

#### ◎ ひき材加工に関して

帯のこ鋸断能率と所要動力、乾燥速度、表面割れ、断面変形、内部割れ、乾燥所要時間、回転鉋切削の切削抵抗、刃先寿命、レゾルシノール樹脂、フェノール樹脂、ユリア樹脂、酢ビ樹脂、カゼイン樹脂それぞれの場合のせん断強さ、木破率、はく雑率

#### ◎ 合板製造に関して



単板切削に際しての裏割れ率，単板乾燥時間と収縮率，単板の接着性と木破率

◎ 塗装性に関して

塗装硬化時間，塗装付着力，塗膜割れ，

これらの諸試験の実施方法としては，従来の方法を用い，これに適合する度合から経験的に樹種の特徴を知ろうとする方法が考えられる。すなわち，ラワン，メランティなどの既利用樹種に採用されている製造基準をそのままの条件で，これらの材質評価の行なわれていない樹種に適應して加工した結果，作業上すこしの困難も生じないで加工しうる樹種，既利用樹種の加工条件では著しい支障を生じ作業がむづかしい樹種，この間にいろいろの加工性の程度の差異のある樹種が調査され，このような加工性による一連の樹種のランクづけがなされ，これにより樹種の加工性の良否を評価する調査の方法である。この方法は加工条件が対象とする全ての樹種に対し同一であるため，たまたま条件がある樹種に適合している場合は良好の結果が得られる。しかし，不適の結果の樹種であっても加工条件を変化することにより加工性のよい樹種と評価される場合も生じてくることは期待される。

よって，この調査方法は樹種別の加工性の一応の目安となる程度のものである。

この方法に対して，樹種にはそれぞれ固有する機質的特性があり，この樹種特性により加工特性の度合が異なるという立場より樹種別に加工条件を選択し，要因の分析をおこなって，適性な製造加工基準を確立する方法がある。このような調査研究は樹種ごとに加工条件を種々設定し，この条件中より最も適切な加工法を実験的に決めてゆく基礎的な演えきの方法である。

以上のような加工利用技術開発のための試験は，これを大きく分けて基礎的試験と実用化試験とに分けられるが，トギアン諸島においては基礎的試験はなじまず，実用化試験が主体となろう。実用化試験のなかでも高度の技術，高度の加工性を必要とする試験ではなく，すでに様々な加工製品を作って試用可能と思われるもの，あるいは現に試用しているもので今後大量供給可能による市場性が拡大されるものについての加工試験を実施すべきであると同時に基礎的試験に必要な素材の供給，加工を行うべきであろう。

この試験のために現地に設立される加工工場の規模は，加工工場の経営の最低規模にとどめられるべきであるが，試験を効果的に行うこと，および試験段階といえどもそれが民間企業で運営される限り，生じる損失をできるだけ少なくするためにも，あるていどの規模が必要となる。

どのていどの加工施設を建設すべきかは，今後行なわれる第三次調査で検討されるべきである。

#### 4 開発事業の展開

トギアン諸島の開発を進めるには，森林開発が有効であることはすでに述べてきたが，森林開発の前提となる更新確保のための森林施業技術，（伐採－更新技術）及び未利用樹の加工利用技術とも未知な面が多く各種の試験の実施と，それら試験結果をふまえつつ行う実用化試験とを併せ行う必要がある。

従って、トギアン諸島で、森林開発事業を進めるためには、本格的に事業を開始する以前に、3～5年程度の試験的段階の事業期間を設定し、前述の技術開発の見通しをつけることが、現実的な方法であろう。

## 参考資料

1. インドネシア国外資法
2. 森林開発権決定書

1 インドネシア国外資法

ACT NO. 1/1967 RE FOREIGN CAPITAL INVESTMENT

WITH THE BLESSING OF GOD ALMIGHTY,  
THE PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF  
INDONESIA,

Considering :

- a. that, throughout the territory of this country, as a blessing of God, potential economic resources are found abundantly which have not yet been transformed into real economic strength because of - among others - the lack of capital, experience and technology,
- b. that the Pantjasila is the spiritual basis for the institution of the Indonesian economic system and should always be reflected in the economic policy,
- c. that economic development requires transformation of potential economic resources into actual economic strength through capital investment and utilization of technology, expanded knowledge and efficiency, and improved organizational and managerial ability,
- d. that efforts to overcome economic decline and further develop the economic potency should be based on the capability and willingness of the Indonesian people themselves,
- e. that nevertheless this principle of relying on our own capability and willingness should not lead to reluctance to make use of foreign capital, technology and skill, which, if used correctly, will benefit the national economy, without creating dependence on foreign countries,
- f. that available foreign capital should be utilized to maximum advantage, in order to accelerate the economic development of Indonesia which cannot or for a considerable time cannot yet be covered by national capital only, as well as used in other fields

and sectors, where Indonesian capital for the time being and in the nearest future does not suffice,

- g. that it is imperative to devise clear regulations in order to fill the need for capital for national development, as well as to avoid uncertainty on the part of prospective foreign investors.

In view of :

1. Article 5 paragraph 1, article 20 paragraph 1, article 27 paragraph 2, and article 33 of the Constitution.
2. The Decision of the Provisional People's Consultative Congress of the Republic of Indonesia No. XXIII/MPRS/1966 regarding the renewal of the basic principles for Economy, Finance and Development.
3. Note I of the MPRS of 1966 concerning foreign policy based on the Pantjasila.
4. Law No. 5/1960 concerning Basic Agrarian Regulations.
5. Law No. 37/Prp. 1960 on Mining, and Law No. 44/Prp. 1960 on Oil and Natural Gas.
6. Law No. 32/1964 concerning Regulations on Foreign Exchange Transactions.

With the approval of the Parliament,  
Decides :

To enact: The Law on Investment of  
Foreign Capital.

CHAPTER I.

DEFINITION OF THE TERM  
"FOREIGN CAPITAL INVESTMENT"

Article 1.

Capital investment in this Law denotes only direct investment of foreign capital made in accordance with or based upon the provisions of

this Law for the purpose of establishing enterprises in Indonesia, with the understanding that the owner of the capital directly bears the risk of the investment.

#### Article 2.

The term foreign capital in this Act covers :

- a. foreign exchange which does not form a part of the foreign exchange resources of Indonesia, and which with the approval of the Government is utilized for financing an enterprise in Indonesia,
- b. equipment for an undertaking, including rights to technological developments and materials imported into Indonesia, provided that said equipment is not financed from Indonesian foreign exchange resources,
- c. that part of the profits which in accordance with this Law is permitted to be transferred, but instead is reinvested in Indonesia.

### CHAPTER II

#### LEGAL FORM, DOMICILE AND OPERATING AREA

#### Article 3.

1. An enterprise as defined in Article 1 which is operated wholly or for the greater part in Indonesia as a separate business unit, must be a legal entity organized under Indonesian Law and have its domicile in Indonesia.
2. The Government shall determine whether an enterprise is operated entirely or for the greater part in Indonesia as a separate business unit.

#### Article 4

The Government determines the geographical area for foreign capital enterprises in Indonesia, in accordance with national and regional development plans, taking into consideration the national as well as regional economic development, the kind of enterprise, the amount of capital to be invested and the desires of the investor.

### CHAPTER III FIELDS OF ACTIVITY

#### Article 5.

1. The Government shall determine the fields of activity open to foreign capital investment, according to an order of priority, and decide upon the conditions to be met by the investor of foreign capital in each case.
2. The order of priority shall be determined whenever the Government enters into the composition of medium and long-term development plans, taking into consideration both economic development and technology.

#### Article 6.

1. Fields of activity which are closed to foreign capital investment exercising full control are those of importance to the country and in which the lives of a great deal of people are involved, as the following :
  - a. harbors,
  - b. production, transmission and distribution of electric power to the public,
  - c. telecommunication,
  - d. shipping,
  - e. aviation,
  - f. drinking water,
  - g. public railways,
  - h. development of atomic energy,
  - i. mass-media.
2. Industries performing a vital function in national defence, such as: the production of arms, ammunition, explosives, and war equipment, are entirely closed to foreign capital investment.

#### Article 7.

In addition to those mentioned in Article 6 paragraph 1, the Government may further determine other specified spheres of activity to be closed to foreign capital investment.

#### Article 8.

1. Investment of foreign capital in the field of mining shall be carried out in cooperation with the Government on the basis of a work-contract ("kontrak karja") or

some other form of cooperations.

2. The system of cooperation of the basis of a work contract or other form can be implemented in other fields of activity to be determined by the Government.

#### CHAPTER IV.

##### MANPOWER

###### Article 9.

The owner of foreign capital has full authority to appoint the management of the enterprise in which his capital is invested.

###### Article 10.

Foreign capital enterprises are required to fill the need of manpower with Indonesian nationals, except in the cases mentioned in Article 11.

###### Article 11.

Foreign capital enterprises are allowed to assign foreign managerial and technical employees to positions which cannot yet be filled by Indonesian nationals.

###### Article 12.

Foreign capital enterprises are required to organize and/or provide regular and systematic training and educational facilities in Indonesia and/or abroad with the aim of gradually replacing foreign employees by Indonesian nationals.

###### Article 13.

The Government shall see to the execution of the provisions of Articles 9, 10, 11 and 12.

#### CHAPTER V.

##### USE OF LAND

###### Article 14.

To meet the requirements of foreign capital enterprises, land may be provided, with the right of construction, the right of exploitation, and the right of use in accordance with valid and subsisting regulations.

#### CHAPTER VI.

##### CONCESSIONS CONCERNING TAXES AND OTHER LEVIES

###### Article 15.

Foreign capital enterprises are granted the following concessions concerning taxes and other levies:

###### a. Exemption from:

1. Corporation tax on profits during a specified period not exceeding five years from the time the enterprise starts production.
2. Dividend tax on that part of accrued profits paid to shareholders, as long as these profits are earned during a period not exceeding five years from the time the enterprise starts production.
3. Corporation tax on profits referred to in Article 19 paragraph (a) which are reinvested in the enterprise in Indonesia, for a specified period not exceeding five years from the time of reinvestment.
4. Import duties at the time of entry of basic equipment and materials into Indonesia, such as machinery, supplies and equipment needed for the operation of said enterprise.
5. Capital stamp tax on the movement of capital originating from foreign capital investment.

###### b. Reductions:

1. of Corporation tax through a proportional rate of not more than 50% for a period not exceeding five years after expiration of the exemption period as specified in paragraph (a) sub 1 above,
2. by off-setting losses during this period of exemption referred to in paragraph (a) sub 1, against the profits subject to tax following the period mentioned above,
3. by allowing accelerated depreciation of fixed assets.

###### Article 16.

1. The concessions concerning taxes and other levies mentioned in Article 15 shall be granted after consideration of the priority assessment of the various fields

of activity as described in Article 5.

2. Besides the concessions concerning taxes and other levies as described in paragraph (1) of this Article, additional privileges may be granted by Government Regulation to any foreign capital enterprise which is extremely important for economic development.

Article 17.

Execution of the provisions of Articles 15 and 16 shall be regulated by the Government.

CHAPTER VII.

DURATION OF THE PERMITS FOR FOREIGN CAPITAL INVESTMENT, RIGHT OF TRANSFER AND REPATRIATION

Article 18.

Every permit for investment of foreign capital shall specify the duration of its validity, which shall not exceed 30 (thirty) years.

Article 19.

1. Foreign capital enterprises shall be granted the right of transfer in the original currency of the invested capital, at the prevailing exchange rate, for:
  - a. accrued profits after subtraction of taxes and other financial obligations in Indonesia,
  - b. costs related to the employment of foreign personnel working in Indonesia,
  - c. other costs to be determined in due course,
  - d. depreciation of capital assets,
  - e. compensation in case of nationalization.
2. Transfer procedures shall be determined by the Government in due course.

Article 20.

Transfer permits or capital repatriation shall not be granted as long as the concessions concerning taxes and other levies as mentioned in Article 15 are still in effect. The implementation of this article

shall be further regulated by the Government.

CHAPTER VIII.

NATIONALIZATION AND COMPENSATION

Article 21.

The Government shall not undertake a total nationalization/revocation of ownership rights of foreign capital enterprises, nor take steps to restrict the rights of control and/or management of the enterprises concerned, except when declared by Act of Parliament that the interest of the State requires such a step.

Article 22.

1. In case of the measures referred to in Article 21, the Government has the obligation to provide compensation, the amount, type and payment-procedure of which shall have been agreed upon by both parties, in accordance with the principles valid in international law.
2. If no agreement can be reached between the two parties regarding the amount, type and procedure of payment for compensation, arbitration shall take place which shall be binding on both parties.
3. The arbitration board shall consist of three persons, one appointed by the Government, the other by the owner of the capital, and a third person as chairman to be selected jointly by the Government and the owner of the capital.

CHAPTER IX.

COOPERATION BETWEEN FOREIGN AND NATIONAL CAPITAL

Article 23.

1. In the fields of activity open to foreign capital, cooperation may be effected between foreign and domestic capital, with due consideration of the provisions of Article 3.
2. The Government shall further determine the fields of activity, forms and methods for cooperation between foreign and domestic capital, utilizing foreign capital and know-how in the field of

export and in the production of goods and services.

Article 24.

Profits obtained by foreign capital resulting from cooperation with domestic capital as mentioned in Article 23, after subtraction of taxes and other levies in Indonesia, are permitted to be transferred in the original currency of the foreign capital concerned, in proportion to the amount of foreign capital invested as share.

Article 25.

The provisions in this Law regarding concessions on taxation and guarantee against nationalization including the compensation clause, are also valid for foreign capital mentioned in Article 23.

CHAPTER X.

OTHER RESPONSIBILITIES OF THE FOREIGN CAPITAL INVESTOR

Article 26.

Foreign capital enterprises are required to be managed in accordance with the principles of good business administration without harming the interest of the State.

Article 27.

1. Enterprises mentioned in Article 3 of which the capital is entirely foreign, are required to give opportunity for national capital to participate, following a specified period and in proportions to be specified by the Government.
2. When participation as mentioned in Paragraph 1 of this Article is effected by selling already existing shares, the proceeds of such sales are permitted to be transferred in the original currency of the foreign capital concerned.

CHAPTER XI.

OTHER PROVISIONS

Article 28.

1. Provisions of this Act shall be implemented by coordination among the Government agencies concerned in order to secure consistency in Government policies regarding

foreign capital.

2. Procedures for such coordination shall be determined by the Government.

Article 29.

Provisions of this Act shall apply to investment of foreign capital effected after this Act has come into force, either in new enterprises or in already existing enterprises for expansion and/or modernization.

CHAPTER XII.

TRANSITIONAL PROVISION

Article 30.

Matters not yet regulated in this Act shall be provided by the Government in due course.

CHAPTER XIII.

FINAL PROVISION

Article 31

This Act becomes effective from the day of its enactment.

In order that the public be informed, this Act is ordered to be published in the State-Gazette of the Republic of Indonesia.

Enacted in Djakarta,  
on January 10, 1967.

THE PRESIDENT OF THE  
REPUBLIC OF INDONESIA  
Sgd.

S O E K A R N O.



ACT NO. 11 YEAR 1970  
REGARDING

AMENDMENT AND SUPPLEMENT OF ACT NO. 1 YEAR 1967  
REGARDING FOREIGN CAPITAL INVESTMENT

With the Blessing of Good Almighty,  
The President of the Republic of  
Indonesia,

Considering:

- a. that the overall fiscal policy of the Government in connection with its development program comprises the increase of Government savings through increase of revenues: encouragement of savings from the private sector, stimulation of investment and production, and assistance in the redistribution of income towards a more balanced state, and simplification of administration,
- b. that in order to accelerate development in Indonesia it is deemed necessary to create a favorable fiscal sphere for entrepreneurs, especially for capital investors,
- c. that in relation to the amendments made in the 1925 Corporation Tax Ordinance, it is necessary to correspondingly amend Act. No. 1 year 1967 regarding Foreign Capital Investment.

In view of:

1. Article 5 paragraph (1), article 20 paragraph (1) and article 23 paragraph (2) of the 1945 Constitution,
2. The Decision of the Provisional People's Consultative Congress No. XXIII/M.P.R.S./1966,
3. Act No. 1 year 1967 regarding Foreign Capital Investment,
4. The 1925 Corporation Tax Ordinance as amended and supplemented lastly with Act No. 8 year 1970 (Stage Gazette No. 43 year 1970),

With the agreement of Parliament.

Has decided:

To enact: An act amending Act No. 1 year 1967 regarding Foreign Capital Investment.

Article 1.

Act No. 1 year 1967 regarding Foreign Capital Investment shall be amended and supplemented as follows:

- I. Article 15 shall be entirely amended to read as follows:

Foreign capital enterprises which are operating in the field of activities as mentioned in article 5 are granted tax reliefs as follows:

firstly,

Capital Stamp Duty

Exemption from capital stamp duty on issued capital originating from foreign capital investment.

secondly,

Import Duty and Sales Tax.

Exemption or reduction of import duties and exemption from sales tax on import at the time of importation into Indonesia of fixed equipment, like machineries, tools or instruments needed for carrying out said enterprise.

thirdly,

Transfer Duty.

Exemption of transfer duty on deed of ships registration if such registration is effected for the first time in Indonesia and is effected within the period of 2 (two) years from the time of the commencement of production with due regard to the nature of the enterprise.

fourthly,

Corporation Tax.

Reliefs in the field of corporation tax:

- a. offsetting losses as stipulated in article 7 paragraph (1) of the 1925 Corporation Tax Ordinance,

- b. offsetting losses incurred during the first 6 (six) years from the time of formation as stipulated in article 7 paragraph (2) of the 1925 Corporation Tax Ordinance,
- c. acceleration of depreciation to be further regulated pursuant to article 4 paragraph (4) of the 1925 Corporation Tax Ordinance,
- d. incentive on investment as stipulated in article 4b of the 1925 Corporation Tax Ordinance.

fifthly,

Dividend Tax.

- a. Exemption from dividend tax for a period of 2 (two) years, counted from the time production starts, on profit paid out to shareholders, provided said dividend is exempt from profit or income tax in the country of the recipients.
- b. The two years tax exemption period may be extended with an additional tax free period as stipulated in article 16 paragraph (2).

II. Article 16 shall be entirely amended to read as follows:

- 1. The Minister of Finance is authorized to grant new bodies, that invest their capital in the field of production which gets priority from the Government, an exemption from corporation tax for a period of 2 (two) years (tax exemption period) counted from the time the enterprise starts production.
- 2. The Minister of Finance may extend the tax exemption period mentioned in paragraph (1) of this article provided the following conditions are fulfilled:
  - a. If the said capital investment is able to increase and save the State's foreign exchange significantly, an additional tax-exemption

period of 1 (one) year will be granted,

- b. If the said capital investment is made outside Java, an additional tax-exemption period of 1 (one) year will be granted,
  - c. If the project requires a large capital investment due to the need of construction in infrastructure and/or very risky projects an additional tax-exemption period of 1 (one) year will be granted.
  - d. In cases which are given special priority by the Government, an additional tax-exemption period of 1 (one) year will be granted.
3. In addition to the tax reliefs mentioned in article 15 and in paragraphs (1) and (2) of this article, foreign capital enterprises which are very much needed for the economic development may be granted other additional reliefs by Government Regulation.

III. Article 17 shall be entirely amended to read as follows: The implementation of stipulations in article 15 and article 16 paragraph (1) and paragraph (2) will be executed by the Minister of Finance.

Article 2.

- (1) The old provisions can be applied fully upon request of the party concerned, to applications for investments which have been filed before the effectivity of this Act, but which are pending decision by the Capital Investment Council.
- (2) Investments having already obtained tax facilities according to article 16 paragraph (2), may be entirely reviewed according to the new stipulations, if a request to that effect is filed by the body concerned.

Article 3.

This Act shall take effect on the day it is promulgated.

The public will be informed of this Act through the State Gazette of

the Republic of Indonesia.

Enacted in Djakarta,  
on August 7th, 1970.  
President of the Republic of Indonesia

Sgd.  
Soeharto  
Army General

Promulgated in Djakarta,  
on August 7th, 1970.  
State Secretary of the  
Republic of Indonesia.

Sgd.  
Alamsjah  
Army Major General.

Published in State Gazette No. 46 year  
1970.

ACT NO. 5 YEAR 1967  
RE  
BASIC PRINCIPLES ON FORESTRY

WITH THE BLESSING OF ALMIGHTY  
GOD, THE PRESIDENT OF THE  
REPUBLIC OF INDONESIA,

CHAPTER I  
GENERAL PROVISIONS

Article 1.

Considering:

- a. That forests, as a gift of the Almighty God, constitute a natural source of wealth, absolutely needed by mankind for multipurpose use throughout the length of time;
- b. That forests in Indonesia as one of the natural sources of wealth and one of the basic elements for national defence, should be protected and utilized for the lasting welfare of the people;
- c. That the regulations in the field of forests and Forestry effective up to now, which to a great extent originated from the colonial government, are of colonial character and multifarious so that they are no longer in line with the demand of the Revolution;
- d. That to secure the interest of the people and the State and to finalize the National Revolution, the existence of an Act is needed which contains basic provisions on Forestry of National character and constitutes the basis for composing Legislative Regulations in the fields of forests and Forestry.

With a view to:

1. The 1945 Constitution, Article 5 paragraph (1), Article 20 and Article 33;
2. The Edict of the M.P.R.S. No. II/MPRS/1960;
3. The Edict of the M.P.R.S. No. VI/MPRS/1965;
4. The Edict of the M.P.R.S. No. XXIII/MPRS/1966;
5. The Edict of the M.P.R.S. No. XXXIII/MPRS/1967;

With the consent of the Gotong Royong Parliament.

Has decided,

To lay down:

This Act Re Basic Provisions on Forestry.

In this Act and in its Executive Provisions meant by:

- (1) "Forest" in a field grown with trees, which in its entity constitutes a natural life communion with the surrounding nature and which is stipulated by the Government as forest.
- (2) "Forest Products" are natural things produced from forests.
- (3) "Forestry" means the activities related with forests and the management thereof.
- (4) "Forest Area" is: the certain area which by the Minister is determined as Permanent Forest.
- (5) "The Minister" is the Minister entrusted with Forestry affairs.

Article 2.

Based on ownership, the Minister determines forests as:

- (1) "State Forest" which is the forest area and the forest growing on land which is not imposed with proprietary rights.
- (2) "Property Forest" which is forest growing on land imposed with proprietary rights.

Article 3.

Based on its function, the Minister stipulates State Forest as follows:

- (1) A "Protected Forest" is a forest area which, due to its natural character, is designated to arrange irrigation, to prevent flood and erosion, and to keep the land fertile.
- (2) A "Production Forest" is a forest area designated for producing forest products to meet the demands of the community in general and for development, industry and export in particular.
- (3) A "Natural Forest Preserve" is a forest area which, owing to its nature, is socially designated for natural life protection and/or for other benefits, viz.:

- a. A Natural Forest Preserve, which with regard to its specific nature including animal life and plant life, must be protected for the sake of sciences and civilization, shall be called "Natural Preserve".
  - b. a Natural Forest Preserve which is stipulated as the place for wild-life, having specific value for sciences and civilization and constituting national wealth and pride, shall be called "Wild-life Preserve".
- (4) a "Tourist Forest" is the forest area specially designated to be promoted and maintained for tourism and/or tourist-hunting purposes, viz.:
- a. Tourist Forests possessing natural beauty, both of flora and fauna, as well as their own natural beauty and having the specific characteristics to be utilized for recreation and cultural purposes, shall be called "Tourist Grounds".
  - b. Tourist Forests within which wild animals are found, which makes regular hunting for recreation purposes possible, shall be called "Hunting Grounds".

#### Article 4.

- (1) In accordance with the purposes, the Minister shall determine Forest Areas as:
  - a. areas having forests which shall be maintained as permanent forests:
  - b. nonforest areas for which re-forestry shall be undertaken and which thereafter shall be maintained as permanent forests.
- (2) a Forest found within the Forest Area is called a "Permanent Forest".
- (3) a Forest found outside the forest area, for which the purposes have not been stipulated yet, is called a "Forest Reserve".
- (4) Forest found outside the forest area and which is not forest reserve is "Other Forest".

#### Article 5.

- (1) All forests within the territory of the Republic of Indonesia, including the wealth contained therein are administered by the State.
- (2) The State's Right to administer as referred to in paragraph (1) delegates authority to:
  - a. Stipulate and regulate the planning, purposes, allotment and use of forests, in line with their function to give benefit to the People and the State.
  - b. Regulate the management of forests in its widest sense.
  - c. Stipulate and regulate the juridical relations between a person corporate body and forests and regulate the juridical deeds on forests.

#### CHAPTER II FOREST PLANNING

#### Article 6.

The Government shall make a general planning on the purposes, allotment, supply and multipurpose and permanent use of forests throughout the territory of the Republic of Indonesia for the sake of:

- a. Regulating irrigation systems, preventing floods and erosion and maintaining the fertility of the soil.
- b. Production and marketing of forest productions, to fill the demands of the public in general and for the purposes of development, industry, and export in particular.
- c. The various kinds of sources of income for the people, within and around the forest.
- d. Protection of natural life and specific sphere for the interest of sciences, civilization and natural defence, recreation and tourism.
- e. Migration, agriculture, estates and cattle breeding.
- f. Other matters which are beneficial to the people.

#### Article 7.

- (1) To guarantee permanent yielding of the maximal benefits of the forest

as referred to in Article 6 sub a up to d, certain regions shall be stipulated as forest areas of sufficient extent and correct location.

- (2) The determination of forest areas as referred to in paragraph (1) shall be done by the Minister, with observance to the planning of land-use as stipulated by the Government.
- (3) The determination as referred to in paragraph (2) is based on general forest planning, comprising the goals, specifications and urgency of the affirmation of the forest areas, and will be further used as the basis for consideration in determining: Protected Forest, Production Forests, Natural Forest Preserves and/or Tourist Forests.

#### Article 8.

- (1) In order to know the capital of natural wealth in the form of forests throughout the territory of the Republic of Indonesia, a forest inventory shall be made to enable the planning of Forestry development projects in a nationwide scope.
- (2) For the permanent and orderly management of certain forests, it is necessary to compose a working program or a work scheme for a certain period of time which shall be preceded by a forest survey.

### CHAPTER III FOREST MANAGEMENT

#### Article 9.

- (1) Forest management is intended to obtain the optimal benefits, multipurposedly and permanently, and directly or indirectly affecting our efforts to develop a just and prosperous Indonesian community, based on the Pantjasila, which management shall be based on the general planning and the work program mentioned in Articles 6 and 8.
- (2) The activities to manage forests as referred to in paragraph (1) shall cover:

- a. regulating and implementing the protection, affirmation, survey, promotion and management of forest and reforestation.
- b. management of Natural Forest Preserves and Tourism Forests and promotion of wild-life and hunting.
- c. carrying out forest inventory.
- d. conducting research on forests and forest products and their use and benefits, conducting research on the social-economic aspects of the people who live within or around the forest.
- e. arrangement and organization of guidance and training in the field of forestry.

#### Article 10.

- (1) To ensure the realization of the management of State Forests as best as possible, Forest Administration Units and Forest Management Units shall be set up, the implementation of which shall be further regulated by the Minister.

#### Article 11.

- (1) The management of Property Forests shall be executed by the owners, under the guidance of the Minister, in consideration of the provisions stated in this Chapter, Chapter IV and Chapter V.
- (2) Management of Property Forests executed in a manner contradictory to the provision stated in paragraph (1) and the public interest, is subject to prosecution.

#### Article 12.

The Central Administration may delegate part of her authority in the field of Forestry to the Regional Administration through Government Regulation.

### CHAPTER IV FOREST EXPLOITATION

#### Article 13.

- (1) Forest exploitation is intended to obtain and increase the production of forest products for the development of the national

economy and for the welfare of the people.

- (2) Forest exploitation shall be performed on the basis of the perpetuality of forests and the principles of exploitation, in accordance with the working plan or working scheme as referred to in Article 8 and shall cover: planting, maintaining, harvesting, processing and marketing of the forest products.

#### Article 14.

- (1) In principle the Exploitation of State Forests shall be carried out by the State and performed by the Government, the Central as well as the Regional Administration, based on the Act in force.
- (2) The Government may enter into joint venture with another party in the field of forestry.
- (3) Rights on forest exploitation may be granted to State Enterprises, Regional Enterprises and Private Enterprises.
- (4) The granting of the rights as referred to in paragraphs (3) and (4) of this Article shall be further regulated through Government Regulation.

#### CHAPTER V FOREST PROTECTION

##### Article 15.

- (1) Forests shall be protected in order that it can perpetually perform its function as referred to in Article 3.
- (2) Forest protection shall cover the efforts:
  - a. To prevent and restrict forest-and forest-products-damages, caused by the deeds of man, cattle, fire, natural disaster, insects and disease.
  - b. To maintain and guard the rights of the State on forests and forest products.
- (3) To ensure the realization of forest protection as best as possible, the people shall be mobilized for participation.
- (4) The implementation of the provisions stated in this Article shall be further regulated through Government Regulation.

#### Article 16.

The implementation of the rights of the community of traditional law and its members, and the individual rights to obtain the benefits from forests, both directly and indirectly, which are based on a juridical regulation and are actually still in existence, shall not obstruct the achievement of the objectives as referred to in this Act.

#### Article 17.

The hunting of wild animals shall be regulated through Legislative Regulation, with observance to the objectives as already stipulated in this Act.

#### Article 18.

- (1) To guarantee the realization of forest-and Forestry protection, special police authority shall be delegated to the Forestry officers, in line with the nature of their work.
- (2) The implementation of the granting of this authority shall be jointly regulated by the Minister and Minister/C-in-C of the Police Force.

#### CHAPTER VI PENAL PROVISIONS

##### Article 19.

- (1) The executive Regulation of this Act may contain penal sanction in the forms of imprisonment, or detainment and/or fine.
- (2) Wood and/or other forest products obtained from other goods involved in or used to perform the criminal act referred in paragraph (1), may be confiscated for the State.
- (3) Criminal acts referred to in paragraph (1), according to their nature, can be distinguished into criminal acts and violations.

#### CHAPTER VII TRANSITIONAL PROVISIONS

##### Article 20.

Forests which have been stipulated as Permanent Forests, Natural Forest Preservers and Wild-life Preserves, based on the Legislative Regulations effective before the coming into

force of this Act, shall be considered as Forest Areas, having the purposes and function of such forests, in accordance with the stipulation thereof.

Article 21.

Pending the issuance of the executive regulations of this Act all regulations and act in the field of Forestry which have been in force before, shall remain effective insofar they do not contradict the spirit of this Act and are interpreted in line with this Act.

Promulgated in Djakarta,  
on May 24, 1967.

FOR THE STATE SECRETARY  
THE SECRETARY OF THE  
CABINET PRESIDUM  
Signed

SUDHARMONO.

CHAPTER VIII  
CONCLUDING PROVISIONS

Article 22.

This Act shall be called "Basic Act on Forestry" and is effective as of the date of its promulgation.

In order that everybody be informed, it is instructed that the promulgation of this Act be inserted in the State Gazette of the Republic of Indonesia.

Legalized in Djakarta,  
on May 24, 1967.

ACTING PRESIDENT OF THE  
REPUBLIC OF INDONESIA  
signed

SOEHARTO  
ARMY GENERAL

STATE GAZETTE YEAR 1967 NO 8.

oOo



森 林 開 発 事 業 権 決 定 書

HAK PENGUSAHAAN HUTAN

№ 166 / KPTS / um / 4 / 1975

P. T パブリック・ジーゼル・ダン・トラクトール ( P. T パデイ・トラク  
トール ) に対し、森林開発権を付与することについての

農 林 大 臣 決 定 書

農林大臣は

1 中部スラウェシ州管轄下の森林開発権を求める 1970 年 11 月 6 日付の P. T パデイトラクトール社の申請書

2 1970 年 11 月 17 日付 EKON 2 / 80 / 627 の中部スラウェシ州の地方長官たる州知事の同意書、を閲読し、

a 申請書に於て希望している林区は、( 林業総局長官の基本的判断によれば ) 浸食と洪水予防のための保護林に属しておらず、また自然保存区或は他の保護要因ある森林にも属していないこと、更に、既に行われた基本調査により経済的開発が可能であることが明らかにされていること、

b 以上の理由により、上記林区に対し森林開発権の付与が可能であること、を考慮し

- 1 1945 年インドネシヤ共和国憲法第 33 条
- 2 農業主要基本法についての 1960 年法律第 5 号と変更諸規程
- 3 地方基本統治法についての 1974 年法律第 5 号
- 4 林業主要諸規程についての 1967 年法律第 5 号
- 5 鉱業主要諸規程についての 1967 年法律第 11 号
- 6 国内投資についての 1967 年法律第 6 号とそれを修正、増補した 1970 年の法律第 12 号
- 7 1931 年野性動物保護令
- 8 1941 年自然保護令
- 9 1936 年官報第 238 号、及び 1934 年官報第 515 号政令記録
- 10 1936 年官報第 489 号及び 1937 年官法第 540 号の公共河川規則
- 11 経済開発と貿易についての法令
- 12 遠洋漁業、林業、民間ゴム業の分野での中央政府の事務の一部を第一地方自治区に移管することについての 1957 年政令第 64 号
- 13 森林開発事業権納付金と森林生産物納付金についての 1967 年政令第 22 号
- 14 森林開発事業権、林産物生産権についての 1970 年政令第 21 号
- 15 森林計画についての 1970 年政令第 33 号
- 16 森林開発事業計画推進についての 1971 年大統領令第 66 号

- 17 入国する外国人労働力の利用制限についての1974年大統領令第23号
- 18 森林開発事業権決定書署名の権限を林業総局長官に移譲することについての1968年4月20付KEP. 25 / 4 / 1968の農林大臣決定書
- 19 生産林区としての森林企業作業活動区域の決定についての1970年5月15日付291 / kpts / um / 5170の農林大臣決定書
- 20 保護林内の立木に関する54 / kpts / um / 2 / 1972の農林大臣決定書
- 21 農業部門及び森林開発事業体としての林業部門に於ける入国外国人労働力の利用制限に関する労働・移民・協同組合大臣の413 / kpts / MEN / 74号決定
- 22 河川を浚渫・改修・保護して修復する費用としての付加森林生産物納付金(ロイヤリティ)の額を決定することに関する396 / kpts / um / 8 / 72の農林大臣決定書
- 23 内陸河川の貯木池からの木材運搬に関する諸規則につき、陸上運輸総局長官と林野総局長官の協同決定書  $\frac{S \cdot A \cdot K}{31} / \frac{17}{kpts} / \frac{2}{DD} / 1 / 72$  号
- 24 インドネシアの択伐方針、植林による伐採の終了、自然更新による伐採の終了、及び監査の方針についての35 / kpts / DD / 1 / 72林業総局長官の決定書
- 25 農業部門及び森林開発事業体としての林業部門に於ける外国人労働力の利用制限に関する林業総局長官、労働力創造利用総局長官、移民総局長官協同決定書43 / kpts / DJ / 74号、第5 / sk / DD / 1 / 74号、第30 / vis / SS / 74号

以上に鑑み、

- 1 1974年8月1日付FA / N / 050 / V III / 74による林業総局とP.Tパデイ・トラクトールの森林開発事業契約
- 2 1974年11月1日付農林大臣の承認書  
を閲読し、次のように決定する。

## 決 定

規程：下記の規程により、P.Tパブリック・ディーゼル・ダン・トラクトール社(P.Tパディトラクトール)に対し、中部スラウエシ州に位置する70,000(七万)ヘクタールの森林につき20(二拾)年の期間、森林開発事業権を付与する。

第1：上記森林開発事業権の付与された森林の面積は70,000(七万)ヘクタールであるが、その位置は添付された状況図に描かれているとおりであり、将来おそくとも3年以内にこれに関係する企業の費用により、林野総局長官により発行される正しく測量された境界図が追加されるであろう。

第2：上記森林開発事業権の取得者は、1974年8月1日付、林業総局と上記企業間で締結されたFA / N / 050 / V III / 74の森林開発事業契約及びその追加規程(Addendum)にある諸事項に反しない計画により、木材を伐採し、運搬し、売買する権利を所有する

第3：森林開発事業権の取得者は次のような諸義務を履行しなければならない

- 1 上記森林開発事業契約で述べられている諸規定を守ると同時に、森林開発事業納付金と森林生産物納付金の支払いをなすこと
- 2 上記森林開発事業を自力で実行すること
- 3 森林開発を実施することができるような付帯設備を建てること
- 4 木材加工工業を建設すること
- 5 作業領域内の森林をできるだけ十分管理、保護すること。特に森林の更新、浸食と洪水の防止、山火事の予防、水源の保護、自然の保護、狩猟の監視等々を実行すること
- 6 林業総局長官が有効と認めるような作業計画に従って作業を行うこと
- 7 森林開発事業の管理についての能力と専門知識のある従業員を採用すること
- 8 指導と監督をする権限を農林大臣から与えられている総べての公務員の命に従い、又できるだけひろく彼らに援助を提供すること
- 9 本決定書発行より遅くとも180日以内に明白な方法で真実の事業活動を開始すること

第4：上記森林開発事業権取得者は以下の諸規程に拘束される

- 1 本森林開発事業権はいかなる形式であっても第三者に対し権利譲渡することはできない
- 2 本決定書の付属規定となるすべての規則、通達を充足すること
- 3 作業地域の境界線解釈に関する意見の相違が問題となる時は、農林省決定がその決定をなす
- 4 上記の諸義務は、森林管理のための他の諸規則の実行を軽減するものではない

第5：1 森林開発権取得者が第3条の1.2.4.5及び9項に記載されているような義務を不履行の場合には、権利者たる農林大臣が本森林開発事業権を取消す

- 2 森林開発事業権取得者が第3条の3及び6項に記載されているような義務を実行しない場合には、権利者たる農林大臣は森林面積を削減する
- 3 山林管理に関する規則に対するその他の違法行為は、効力ある証書をもって適当な制裁がくわえられる

第6：森林開発事業権書とその付属文書は、期限前に、当該権利取得者がその返還をゆだねるか、又は農林大臣がこれを取消す場合を除き、確定した日を含む20（二拾）年間有効である

ジャカルタ市に於て

1975年4月15日決定

農林大臣代行林業総局長官

スジャルオ

写写し送付：

- 1 ジャカルタ市 農業大臣閣下
- 2 " 法務大臣閣下

3	ジャカルタ市	内務大臣閣下
4	"	大蔵大臣閣下
5	"	労働・移民・協同組合大臣閣下
6	"	農業省書記官殿
7	"	農業省監察官殿
8	"	投資委員会議長殿
9	"	農業省環境長官殿
10	"	農業省法務事務所殿
11	ジャカルタ／ボゴール市	林業総局環境環境官殿
12	中部スラウエシ州	長官殿
13	"	営林局長殿
14	ジャカルタ市	税務局長殿
15	"	関税局長殿
16	"	農業長官殿
17	"	移民局長殿

#### 農 林 大 臣 決 定 書 付 属 書

№ 166 / kpts / um / 4 / 1975

日付 1975 年 4 月 19 日

#### 森林開発事業に関する限定事項及び指示

- 1 この森林開発事業権は全資格が与えられているので、権利取得者は、代理人、請負人としての労働者、従業員、その企業の名に於いて仕事をしている総ての人間の総ての行為に責任を持つものである
- 2 果実樹木（人間により食べられる）の伐採は、僅かに特別許可ある時のみ承認される
- 3 森林開発事業権取得者は、管轄営林局に対し下記の通知を提出しなければならない
  - a 伐採開始の日付
  - b 代理人、請負人、労働者、従業員の氏名、住所
  - c 狩猟禁止の時期に、コンセクション内又は境界に接する森林区域で、許可なく狩猟を行ったり、ワナをかけている者の氏名と住所
- 4 母樹とか保護木として育生したり、又は境界標識として用いられているような、管轄営林局が標示をつけている立木は、これを伐採したり、損ったり、傷をつけたりしてはならない。このような禁止事項の侵犯は効力ある規程にてらし、罰金刑に処せられる
- 5 森林開発事業権取得者は自らを監視監督し、権限を与えた代理人の行為、労働者・従業員の仕事について指示・指導をしなければならない。

6 林業総局長官により権限を付与されている営林局員の調査に対しては、事業と、木材の売買報告を含む工業活動に関係ある総ての資料と管理記録をいつでも提出できを用意がなされねばならず、秘密とされていたり、公表していない事項も記録が用意されねばならない

7 地方の慣習的権利に基く住民の林産物収獲権は明らかに有効であり、重要視されねばならない

8 コンセッション内の原野にある由緒ある土地即ち聖地、墓地は、これを傷つけたり邪魔することがあってはならない。新しい墓地はその地方の行政官庁が場所を指定する

9 森林開発事業権取得者は、許可なく取得している林産物を購入してはならず、又そのコンセッションからの林産物を取得するための許可を得ている他の人間に費用請求したり、生産寄付金を受取ったりしてはならない

10 森林開発事業権取得者は伐倒によって起る損傷を少なくしなければならず、又樹高の低い標準直径以下の立木の伐採は避けねばならない

上記の制限事項の侵犯は、林産物納付金単価の最高4倍の罰金刑に処せられる

11 下記の樹木はこれを伐採し、林産物納付金を納めねばならない

- a 直径 50 cm (胸高) 上の商業用原木
- b 伐倒済みの木で、取引可能な直径 10 cm 以上の未端木又は枝木
- c 幾分かの利益を得て売却しうる商業性をもつもの

12 森林開発事業権取得者は、故意によるものであろうと不注意によるものであろうとも、企業自身による出火が原因で、コンセッション地区内で(既に伐採着手している場合、まだ着手していない場合を問わず)山火事を起す時はその責任をとらねばならない。森林開発事業権取得者は当該関係者が十分な防止策をとっていなかったという証拠が得られた時、その火事が原因で発生した森林破損の損失分を支払わねばならない

13 取引を目的としてそのコンセッションから集められた薪については定められた単価により納付金を納めるものとする

伐倒された立木の残材とか枝木によりつくられたもので、その事業の必需品として利用される薪、木炭については、生産物納付金を取立てられることはない

14 境界内の林区を通過する運搬用の主要路、小路、その他溝等の総てに、障害物を置くことは許されない。コンセッション地区を通る運搬用のすべての主要路、小路及びその他の溝等は明確に公共に開放されねばならない

15 事業が行われる林内を通る一般(公共)道路、州道路の左右、同様にして河川の左右の50mの距離内、及び水源地の200mの距離内では、特別許可ある場合を除き立木の伐採と建物を建てることは禁止される

16 林業総局長官は、公共又は或は他のコンセッション地区企業家の緊要事項のために、特に鉄道、運搬路、ケーブル、電話、水、その他の通路に利用するために、その緊要度に応じて、コン

セッションの一部の解放を命ずる権限を有する

17 森林開発事業権取得者は、生産した木材の樹種と数量及び支払うべき生産物納付金の総額に関し、林業総局長官に対し、月報を提出しなければならない。この報告書は遅くとも翌月10日迄に届けねばならない

18 森林開発事業権取得者は、他に定められた特例事項ある以外、定められた規則に従って択伐 ( selective cutting ) を行わねばならない

19 森林開発事業権取得者は、森林開発事業に関する農林大臣決定書が発行されてから180日以内に仕事をはじめなければならず、上記作業が企業側の手違いにより操業しない時は、この事により森林開発事業権は取消されることになり、この宣告によって契約は無効となる

20 この森林開発事業権の実行にあたって、その取得者はその資本と資機材を自力で使用しなければならず、政府指示により契約の基本事項にもられている場合を除き、決定書で定められている地域で他の個人又は他の企業が仕事をする事は許されない

21 企業自身の必要を補充するのに有効な食料をうるためと、移民区、農地等を造成するために皆伐 ( clear cutting ) が許されている森林開発事業権の取得者は、いかに少量であろうとも商売にのせうる木材、林産物はすべてこれを有効利用しなければならない

22 森林開発事業権取得者は、保護、伐採/作業集材、ロイヤリティ、ファイ等の支払、及び林産物の輸出等を組織だてるため、インドネシア政府によって既に施行され、又は今後発布される法制化したすべての規則、規程に無条件で従うことに同意する

23 森林開発事業権が、期間満了により、又は権利取得者の自発的返還及び農林大臣の取消しによって終了する時は

- a 森林開発事業権取得者に課せられた権利・義務は終了する
- b 事業権にあたえられた林区は国に返還される
- c 当該森林開発事業権を所有する会社又は個人は、森林開発事業に関係ある総べての地図の版と材料、土地測量図を、費用請求することなしに、農林大臣に引渡さなければならない

農林大臣代行林業総局長官

スジャルオ

L